

会 議 録 目 次

平成23年第6回海田町議会12月定例会（第2日目）

平成23年12月7日（水）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	4
	○宗像啓之議員	4
	○西山勝子議員	10
	○崎本広美議員	21
	○前田勝男議員	28
日程第2	請願第1号 畝保育所の移転建替整備に関する請願書	40
日程第3	第34号議案 町道の路線の認定について	42
日程第4	第35号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	43
日程第5	第36号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第6	第37号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第7	第38号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）	54
日程第8	第39号議案 平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	66
日程第9	第40号議案 平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	67
日程第10	第41号議案 平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）	70
日程第11	発議第11号 暮らし・農業・地域を破壊するT P P交渉参加撤回を求める意見書案について	71
日程第12	発議第12号 年金受給資格期間25年を10年に短縮することを求める意見書案について	72
日程第13	発議第14号 山岡寛次町長に対する問責決議案	76

日程第15 発議第15号 「地域主権改革」による行政サービスの低下に反対する意見書案について……………	8 5
(閉 会) ……………	8 6

平成23年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年12月7日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 12月7日（水）9時00分宣告（第2日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
14番	前 田 勝 男	15番	佐 中 十九昭
16番	久留島 元 生		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
14番	前 田 勝 男	15番	佐 中 十九昭
16番	久留島 元 生		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	内 田 和 彦
福 祉 保 健 部	長	窪 地 満
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		木 原 晴 彦
企 画 課	長	門 前 誠 司
財 政 課	長	鶴 岡 靖 三
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	臼 井 真
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
社 会 福 祉 課	長	飯 森 靖 彦
こ ど も 課	長	森 川 雅 枝
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		多幾山 晃 年
学 校 教 育 課	長	小田原 かおり
生 涯 学 習 課	長	佐々木 正 樹

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 細 川 真 示
主 査 森 原 宏 生
主 任 中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一 般 質 問
- 日程第2 請願第1号 畝保育所の移転建替整備に関する請願書
- 日程第3 第34号議案 町道の路線の認定について
- 日程第4 第35号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第36号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第37号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第38号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 第39号議案 平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 第40号議案 平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第41号議案 平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 発議第11号 暮らし・農業・地域を破壊するT P P交渉参加撤回を求める意見書案について
- 日程第12 発議第12号 年金受給資格期間25年を10年に短縮することを求める意見書案について
- 日程第13 発議第14号 山岡寛次町長に対する問責決議案
- 日程第14 発議第15号 「地域主権改革」による行政サービスの低下に反対する意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。5番、宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。今日は大きく2点質問させていただきます。

まず、海田町では、瀬野川が大雨により万一堤防が崩れた場合、住民の皆さんが避難に役立つよう瀬野川洪水ハザードマップを作成されています。それによると、避難場所の多くは浸水地区の中に指定されており、その中の多くは1階が浸水すると思われます。このようなときの対策はどのように考えておられるのですか。

また、緊急物資は各小学校にストックされていると聞いておりますけれども、多くの小学校の1階が浸水するような中で、役に立つような場所に保管しているのでしょうか。

次に、畝保育所の移転計画について、先の議会で保護者説明会を行った件の説明を受けました。そのときに、地元説明会についてはまだであるが、近々行い、その後は必ず議会に報告するとの説明がありました。先日、地元説明会を開催されたと聞いておりますが、その内容について、地元への説明内容、また、説明に対する地元の反応はどうだったのか。

また、ふるさと館の機能移転について、千葉邸を視野に入れて検討すると説明がありましたが、その後の検討経過についてはどのようなになっているのか。先日の全員協議会において執行部から公共施設の移転計画の説明がありましたが、改めて町長に確認しますが、千葉邸をメインに機能移転するのでしょうか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

宗像議員の質問に答弁をいたします。

まず、洪水対策についての質問でございますが、1点目については、現在指定している避難場所のうち、状況によっては1階部分が浸水する可能性があるものもあります。災害時には町民の皆さんが安全な避難場所に避難していただけるよう、平素からハザードマップ等を利用して、災害の状況及び様態等に応じた避難ルート・場所等の確認をしていただくよう啓発してまいりたいと考えております。さらに、災害発生時には、状況に応じてその都度、必要な情報提供を実施する等、町民の安全を確保していきたいと考えております。

2点目につきましては、現在設置している備蓄倉庫のうち一部、浸水する可能性のあるものがあります。今後の町地域防災計画の見直しをする中で、設置場所のバランス等も勘案しながら、設置場所の変更について検討してまいりたいと思います。

続きまして、畝保育所の建替えについての質問でございますが、地元への説明会は10月11日に実施しました。説明会には31人の参加をいただき、これまでと同様の内容で説明いたしました。参加者の反応については、2人の方が終始反対の意見を述べられましたが、町の考え方を支持するという意見も多くいただいておりますので、町の方針を理解していただいたと考えております。

次に、2点目につきましては、先の全員協議会でご説明いたしましたとおり、役場庁舎や保健センター等を仮庁舎に移転した後にふるさと館の機能を保健センターに移転し、隣接する千葉邸の歴史的・文化的な資源を最大限活かしながら、一体的な利用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）先ほど状況に応じて対応されるというふうな説明がありましたけれども、実際ここへハザードマップを持ってきております。見られてのとおり、大部分がやっぱり同じように施設そのものが水色の中に入っております。確かに1階も埋まる。この洪水対策で大切なというのは、避難してからじゃなくて、避難までに既に相当量の雨が降っております。瀬野川が決壊してこれだけの洪水が起こるということは。ということは、そこにまず行くまでも大変ですし、そういう状況の中で今の避難場所を今のままで指定していて本当にいいんでしょうか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）確かに堤防が決壊する前というのは相当量の雨が降っている状態だと思います。瀬野川の水位等については常時監視をしておりますし、そういった情報を早い段階で住民の皆さんにお知らせするということが大切だと思っております。その中で、避難場所はどこが適切なのかということについての情報提供も早目に出していきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）同じくこのハザードマップの中に津波のことも書いてあります。津波の場合には、ここに書いてあるように、例えば海田西中学校は3階に避難してくださいと。ところが、洪水のことについては何も書かれていなくて、例えば雨が降っておるところ

が多いんだから、こういう場合にはまず2階へ避難しましょうと、こういうものをハザードの中に入れるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）洪水ハザードマップをそこにお持ちですので、洪水からの避難という項目をこちらに書いてあるんですが、その注意書きのところに、高台への移動が難しい場合や逃げおくれた際は身近な3階建て以上の避難場所となっている公共施設等へ避難しましょうというふうなことで掲載させていただいております。津波と同じように、洪水についても、逃げおくれた場合は建物の高い部分、2階あるいは3階に避難していただくということも考えていただかなくはないかなと思っています。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）だから、そのためには、逆に言うたら、これ以外にあるそういう建物の指定をもっと、ほかにも議員さんが指摘されているんじゃないかと思うんですが、そういうものを早目に指定を行って、なおかつそこに行けるようなものをつくっていくべきであると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）現在の避難場所につきましては一応公共的な施設ということでの避難場所を考えております。今後、そこらの収容人員等を勘案し、民間施設、民間のビル等を避難場所として指定する必要がある場合はそこらについて、先ほども言いましたが、地域防災計画の見直しの中でそういったことも検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）続いて、さっき言った緊急避難物資の件ですけれども、その部分について、今、各小学校区に多分置かれているというふうにお聞きしておりますけれども、それは小学校の中の上部に置いてあるのか、それとも平面部に置いてあるのか、お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）4小学校区のうち3小学校区につきましてはグラウンドに設置しております。海田小学校区だけ、学校の敷地内ではないんですが、学校の裏手になるんですが、昭和中町の消防庫の2階部分に備蓄品を置いております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）先ほどから最初の質問にもお尋ねしましたように、実際に雨が降って浸水



が起こったときに、確かあれは乾パンやら毛布、水が入っておると思うんですが、実際水につかってしまって、缶詰がふっと浮いた状態で、この状態やら、毛布やなんかが水につかって、多分、実際に使おうと思ったら使えなくなる状態が十分考えられる要素があると思うんです。じゃ、そのためにもほかの方法を考えなきゃいけないと思うんですが、各小学校は皆、確か空き教室がございますね。済みません、各小学校は空き教室が随分あると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）空いている教室はあります。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）じゃ、せっかくそれだけの空き教室があるのなら、そういうところをうまく使う方法も考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）災害の状況、災害の種類によって、グラウンドに置いておいた方がいい場合、あるいは今の津波とか洪水といったケースのときは高いところに置いておいた方がいいというケースもあるかと思います。そこらについては、分散して置くという方法もあるでしょうし、素早い対応ができるのであれば、そういった状況になれば、早い時期に中の物資を移動するということも可能であろうと思っております。先ほども答弁いたしましたように、地域防災計画の見直しの中でいろんなバランス等を考えながら、備蓄品の配置については検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）この関係で最後に1点、当然のところ、このハザードマップを使わなきゃいけない時期というのは相当の雨が降るし、大変なときだろうと思います。そうしたときに、確かにこれの中央部についてはたくさんの避難場所があるんですが、はっきり言って、東海田の奥、西・東についてはほとんど避難場所がない。公的避難場所に行こうとすれば、ここの辺は浸水はしていないですけども、当然避難場所に行こうとすれば、唐谷川、三迫川、当然この三迫川、唐谷川についても相当数の水量が出ておると思われます。その危険な近くを通っていかなきゃならない。また逆に、三迫の地区の方であれば、南小に行こうとすれば、山陽団地。これは多分、これだけの雨が降っていれば当然土砂の崩壊等が考えられるし、その危険な場所をまた通っていかなきゃならない。そういう意味で、もう少しこれを見直して、必ず役に立つものとして、いざとなったときに、

これを見れば何とか避難場所に行ける、そういうものを改めて検討していただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、畝保育所の件ですけれども、畝保育所の実施設計、既に出されたと聞きましたが、間違っていないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）実施設計につきましては11月17日に契約したところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）前回の議会で私が確認したときに副町長が答えられていますけれども、全員協議会で説明がありましたことで、地元協議とか地元説明を優先させてもらいたい。当然、それが終われば我々に対して、それを優先するのであれば、した後、必ず、こういうことでこういうふうになりましたというものを報告する場が必要になるんじゃないかと思えますし、そういう場でまた改めて、町長が思われている部分についてきちんと説明をもう一遍いただいて我々の賛同を受けるべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうかと私が質問したときに副町長が、そういう場を設けるように検討させていただきますと答えられております。今回、地元説明、私が聞く前、説明がない状態で実施設計を出されておりますが、3月に我々の方で予算を可決するときに、ある程度の場所がはっきり確定するまでは予算を執行しないようにという附帯決議をさせていただいたと思います。こういう説明が全くないというのに、もう既に実施設計書を出されるということは本当に信義則に反することとは思われませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どもといたしましては、説明会の実施状況その他を踏まえて、それから来年度予算の編成時期を見まして実施設計の方は出しました。説明の方にいたしましたは、こういった機会、それから、従来の全員協議会とかそういうようなところで説明の準備をしておりましたが、確かにおくれたことは事実でございます。もっと積極的に説明の機会を設ければというところについては、おっしゃられるところの反省点だと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）前々から私は申していますように、ふるさと館そのものは今まで、町長も含めて、教育委員会も含め、いろいろ苦勞されて、実際の活用がうまくいっていない。今からたくさん費用をかけてする必要があるんかいなという疑問点を僕も感じておりま

す。しかし、我々議会に対してきちんとこういうふうにしますと言ったことはやっぱりするべきであろうし、していただくべきだと私も思います。それでなくても納得できるものが納得できなくなってくる部分が出てくるんじゃないかと思いますので、その辺の信義則についてはよろしくお願いします。

次に、この絡みで、前にも申し上げましたけれども、畝保育所の移転のときに、畝保育所をふるさと館に移転する。じゃ、そのふるさと館の機能をどうするか。その検討なしにもう既にそこに決められたということについて問題があるのではないかと、6月と9月、両方あわせて言わせていただいております。今回も全員協議会の中で見せていただいた中で、保健センターの行き先がまだ決まらないのに、既に保健センターを移転先と考えておられる。それは、庁舎が移転するから庁舎の中に入れるよというのはわかるんですけども、庁舎の移転が決まっていないのに、既にもう保健センターを動かす前提でやられている。これはちょっと違うと思うんです。僕は千葉邸に持っていかれるならまだ納得できると思います。千葉邸ならまだ納得できますけれども、保健センターへ持っていく。もう保健センターの機能自体を移すことを前提で考えられているのは、これは少し時期尚早と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ふるさと館機能につきましては、まず先に畝保育所を解決してからで、当面は暫定的な活用、そういったことという答弁を繰り返してきたと思います。そういう中で、執行部といたしましては仮庁舎問題という形を私どもとしては議論いたしましたので、それとのセットという形でご提案させていただきました。時期につきましては今からのご議論の中でいろいろ出てこようかと思いますが、私どもとしては保健センターの一体的な移動ということをご提案しておりますので、それとあわせてご議論いただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）確におっしゃられることはわかるんですが、先が決まらないのに、まずふるさと館自体をそこに持っていくことについてはどうですかと。向こうが決まって持っていくですよ、そこが空いたから持っていくですよというのはまだ理解することはできますけれども、まだ先も決まっていない段階で既にそこへ持っていくと言うのは問題があるんじゃないですかというのをお聞きしておるわけです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますけれども、最終形という形では私どもとしては一つずつの移動という形で考えましたので、今後、私どもの考えております前提条件が崩れた場合には、例えば今、議員ご提案の千葉邸を中心にするとか、そういったことを考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）繰り返しても同じことになると思うんですけれども、必ず施設の移転について、わたしは執行部が考えていることが悪いと言うんじゃないんですけれども、次のことも考えて、トータル的なことを考えてやるのが行政の仕事だと思いますし、その辺もよく考えられてやられるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（久留島）11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。4項目10数点について質問いたします。

まず最初に、海田町財政収支について。平成23年8月24日に示されました海田町財政収支見通しについて。

昨年、国勢調査があり、発表によりますと、海田町は人口が660名余り減となっていました。そこで、質問いたします。そういたしますと、歳入におきまして、地方交付税、臨時財政特例債等の数値が変わっていくのではないかと考えておりますが、どのくらい影響がありますか。また、歳出におきましても扶助費等の数値が変更していくのではないかと考えますけれども、どのくらいを試算されておりますか。

次に、補償金免除繰上償還が平成24年度まで償還できることになっておりますけれども、平成24年度対象となる地方債はありますか。ありますと、それにより、公債費の数値の変動はどのようになりますか。

次に、東部地区連続立体交差事業に伴う投資的経費の見通しでございますが、広島市も広島県も工事におきましてコスト削減策を今考えておられますけれども、それにしますと、またやはり高架事業の数値が変動すると思われそうですが、この辺はどのように認識されておりますか。

また、県が23年度当初予算でJRに対して詳細設計の委託が上がっておりますけれども、現在も委託するに至っていない状況からいたしますと、工事に着工する時期が変更する可能性もありますけれども、そのときには、この収支見通しからいきまして数値がどのように変更するとお考えになっておられますか。

次に、商品中古自動車の課税免除について質問いたします。中古車展示場に展示され

ております商品中古軽自動車はナンバープレートの有無だけで判断するのではなく、使用されているかどうかの実態に応じて課税すべきかどうかを判断すべきであります。軽自動車、普通自動車とも、車検証に走行距離が明記され、また、商品車の走行有無のチェック体制も、古物台帳、日本オートオークション協議会のメーター管理システムで事後チェックが可能になっております。商品であって、実際に走行していないことを明確にすることができるように現在なっております。そこで、質問いたします。商品として展示してある中古の軽自動車について、軽自動車税を課税免除とされるお考えはないでしょうか。

次に、発達障がいについて質問いたします。発達障がいは生まれながらの障がいとしており、育て方や本人の努力不足が原因ではありません。特性なのです。そこで、質問いたします。

昨年、県が発達障がいについての調査を全市町にいたしておりますけれども、その結果について、県からの指導はどのようなことがありましたでしょうか。

2、特色のある取り組み内容が紹介されておりますが、今後、我が町で取り組みたい施策はどの施策を考えておられますか。

3、毎年度、保育所入所児童の発達状況を調査し、必要に応じて、手帳の有無にかかわらず保育士を加配するとその中にありましたけれども、平成21年、平成22年、平成23年と、加配された人数をお知らせください。

次に、発達障がいは個人の特性ですので、障がい特性を考慮した長期的な個別支援計画が必要と考えますが、策定されるお考えはありませんか。

最後に、ふるさと館を解体し、その用地に畝保育所を新築する件について質問いたします。ふるさと館の建設経緯は、海田市町と東海田町が合併し30周年に記念事業として、議会で40周年に海田町の文化と歴史を伝承していくために建設を計画され、昭和61年3月31日に海田町歴史民俗資料館建設基金の条例とされております。それから9年にわたって約3億4,200万円を積み立て、財源とされて、今のふるさと館が建設に至っております。また、建設場所である畝観音免は、海田町史によりますと、海田町域では遅くとも縄文時代には人々が生活を始めており、特に古墳時代、6世紀末から7世紀前半に、広島湾沿岸では有数の畝観音免古墳群が町領域に築かれており、注目されております。また、日の浦山は海拔345メートル余りで、海田湾に望んで高くそびえ、日の浦山城があったと記載されております。そこで、質問いたします。

このような地に海田町の歴史と文化を残すあかしのためにできたふるさと館でありますし、まだ築17年余りであります。この施設を解体することにはどうしても納得はできないんですけれども、町のご判断はどうでしょうか。

保育所を新設した場合、確かに駐車場は確保できますが、旧道からの進入について問題が多々あると思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。今の畝保育所に入るところよりもっと危険だと私は感じております。

次に、保育所建設については町全体の人口動向を考えて結論を出すべきと考えております。また、国の保育所事業は、今、こども園、総合施設等を考えられておりますけれども、それも無視して、早急に建替えないといけませんけれども、建てた後に、将来にわたってその施設が多目的に使えないことになると、町民の大事な税金が無駄になってしまう可能性もありますけれども、そのことはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

以上、質問いたします。

○議長（久留島）西山議員、質問の前段部分が抜けていると思うんですが。

○11番（西山）申し訳ございません。じゃ、発達障がいについて、もう一度質問させていただきます。

発達障がいは生まれながらの障がいとしており、育て方や本人の努力不足が原因ではなく、特性であります。当事者には生涯にわたって適切な支援が必要であるにもかかわらず、これまでは制度の適用外とされてまいりました。しかし、通常学級の生徒の6.3%が発達障がいと言われており、何らかの支援が必要な子どももたくさんいることが明らかになってまいりました。平成17年に発達障がい者支援法が施行され、発達障がいを早期に発見し、状況に応じて適切に発達支援、就学支援、地域における生活支援及び家庭に対する支援を行うことが国及び地方公共団体の責務とされました。そこで、次の点について質問いたします。

本年度、幼児発達支援教室を開催されましたけれども、来年以降の実施はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

2、1歳6カ月児健診票、3歳児健康診査票の聴き取り項目の作成は何を重点に作成されているいらっしゃいますか。

次に、幼稚園・保育園では発達障がい児支援の取り組みは進んでいると思いますけれども、小学校との連携が大変大事になってきております。そこで、就学時健診で役立つアンケート調査をするお考えはないでしょうか。

平成22年度、県は発達障がい者支援体制の推進にかかわる市町実態調査を実施いたしました。集計結果の報告が届いていると思います。そこで、今回、就学前までについて、次の点を質問いたします。

1、調査結果について、県からの指導はどのようなことがございましたでしょうか。

2、特色ある取り組み内容が紹介されておりますけれども、本町で取り組みたい施策はどのような施策でしたでしょうか。

次に、毎年度、保育所入所児童の発達状況を調査し、必要に応じて、手帳の有無にかかわらず保育士を加配すると、海田町の特色が記入されておりましたけれども、平成21年度、22年度、23年度に加配した保育士さんは何名だったでしょうか。

発達障がいは個人の特性なので、障がい特性を考慮した長期的、自立までの個別支援計画が必要と考えますけれども、策定するお考えはありますか。

以上、質問いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の4点目の教育委員会に関することは教育委員会から、それ以外は私から答弁をいたします。

まず、財政収支見通しについての質問でございますが、1点目の人口減の影響でございますが、収支見通しは、平成23年度の当初予算をベースに作成しており、普通交付税と臨時財政対策債を合わせて5,000万円の減となっております。歳出、特に扶助費の変動については毎年ローリングをして対応していきたいと考えております。

2点目の補償金免除の地方債の繰上償還でございますが、平成19年度と20年度で、特別会計も含めて、可能な繰上償還をすべて行っております。

3点目の東部地区連続立体交差事業につきましては、現在、平成13年度の事業認可時に広島県から示されたままで、新しいものについては示されておられません。今後、広島県と十分な連携を図って判断してまいります。

続きまして、商品中古軽自動車の課税免除についての質問でございますが、商品車の課税を免除している自治体も出てきておりますので、今後、調査・研究をしてまいりたいと思っております。

続きまして、発達障がいについての質問でございますが、1点目の幼児発達支援教室は、引き続き来年度以降も実施したいと考えております。

2点目につきましては、1歳6カ月、3歳児健診の聴き取り項目は、母子保健法に基

づいた内容となっておりますが、特に発達障がい傾向を把握するための質問に重点を置いて作成しております。

3点目につきましては、発達障がいを持つ保護者や児童への就学支援という観点から、来年度、教育委員会との連携のもと、アンケートを実施したいと考えております。

4点目につきましては、乳幼児期から学齢期、そして成人期に向けての継続した支援の重要性及び保護者も含め支援するための関係機関の連携について助言を受けました。

次に、取り組みたい施策については、5歳児相談を充実させるとともに、私立幼稚園や学校を含めた関係機関担当者による専門研修会などを実施したいと考えております。

また、保育所における発達障がい児のための加配の状況でございますが、平成21年度には4名、平成22年度には6名、平成23年度には7名の加配を行っております。

次に、自立するまで個々の発達に応じた支援計画の策定については非常に難しいと考えておりますが、今後、関係機関との連携を深めながら、相談支援の充実やサポート会議などを視野に入れ、個別対応を行っていきたいと考えております。

続きまして、ふるさと館用地に畝保育所を新築することについての質問でございますが、2点目の旧道からの進入につきましては、特に問題がないと考えております。

3点目については、人口の逓減はあるものの、女性の社会参加により、保育ニーズは継続するものと考えております。また、国の動向については引き続き注視したいと考えております。

それでは、4点目の教育委員会に関する部分につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）次に、ふるさと館を解体し畝保育所を新築することについての質問でございますが、まず1点目については、町全体の施策の中で解体するとの判断をしたものです。今後、移転先の運営の中で、議員ご指摘の文化・歴史の維持、継承ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。1番の収支見通しについてでございますけれども、人口が660人減になりました。この収支見通しの人口推計は2万9,000を維持するとして推計を出されておりますけれども、660人、5年前より減になったといいますと、2万8,477名になっております。そういたしますと、今、交付税は5,000万とおっしゃいま



したけれども、これは5年間続いていくわけですね。そうかといって、それ以上の政策を実現しようと思うと、財源が大変厳しくなる可能性があるかと判断していますけれども、その辺の見通しはどのようにお考えになっていますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいますとおり、人口の目標を2万9,000に掲げておりますが、このたびの国勢調査で、交付税は5年間続きます。そういう中で様々な事業を行いますときに、基金にも当然限定がございます。ここのところ何年間か行ってまいりましたように、国からの有利な制度をできるだけ活用して、いかに町費の持ち出しをせずに進めるか、そういったところを十分に情報収集、ここら辺が一番大事かと思っておりますが、県費、国費を十分に活用したいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、商品中古車の課税免税についてでございますけれども、調査・研究をするというご答弁でございました。今、広島県でも呉市、東広島市、安芸高田市、北広島町、安芸高田町、廿日市、来年度から広島市も免除にするという方向性で今、調整に入られているとお聞きしているんですけれども、海田町といたしましては、調査はされて、いつごろをめどに免除にされるお考えで調査・研究なさいますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まずは調査に着手したいと思っておりますので、年度につきましてはまだ確定しておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、発達障がいについてでございます。幼児発達支援教室を開催されて、来年以降も継続されるということですが、この教室を継続されるということは、好評だったと判断するわけですが、実態としたらどのような充実した1年間の教室だったのでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今年度5回、教室と相談を計画して実施しております。現在4回終わったところですが、教室で19名、相談で4名、来所されておられます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それは今のメンバーで何歳でしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木） 5 歳児が対象になっております。

○議長（久留島） 西山議員。

○11番（西山） 続きまして、1歳半の児童健診票と3歳児の健診票の問診項目ですけれども、これを見せていただきますと、何か中途半端と言ったらあれなんですけれども、ある項目では自閉傾向がある程度判断できる項目、それ以外のLDとかそういった特徴あることが発見しやすい項目、いろいろあると思うんですけれども、やはりそれは何項目かずつ特色ある、ここをチェックしていけば、ある程度その方の様子といいますか、今後見守っていかないといけないということがわかるようなチェック項目といいますか、質問をいろいろ書かれているんですけれども、そういうふうに加えるか変更されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島） 保健センター所長。

○保健センター所長（湯木） 発達障がい傾向につきましては、1歳半、3歳児においてはまだ明確に区別というのは難しい状況ですので、全体的な発達や発育を確認しながら、発達障がい傾向として社会性やコミュニケーション、想像性の障がいや感覚過敏に関する項目を全体的に聴き取りをして確認しておりますので、この健診票を継続して使用していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島） 西山議員。

○11番（西山） よその健診問診票を見ますと、やはり特化……。だから、同じものもあっていいわけです。すべてがいけないということではないんですけれども、1歳半だと自閉症はある程度わかるんですよ。おとなしいとか、泣かないとか、人の顔を見ないとか、いろいろ傾向性、特性がもうある部分があるんです。1歳半でチェックできる特性、3歳児でそれがあある程度少し判断できる特性というのがあるわけですので、よその調査票を見ますと、やはりそれに特化した項目ずつで、ある程度傾向性が判断できるような項目になっているんですけれども、もう少し調査・研究をされて、より早期に発見し、早期に支援ができるような調査票にはされるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島） 保健センター所長。

○保健センター所長（湯木） 町の現在使用しています健診票で一番心がけているところは、保護者がより子どもの状態を正確に記入していただきやすいものを考えておりますので、現在の健診票で子どもの特異な部分とか発達障がい傾向というのは十分把握できるというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）専門の方にも見ていただいたりとかしたときに、いけないと言っているんじゃないんです。私は、いけないから変更されたらどうですかと言っているのではなくて、1歳半、3歳児それぞれの発達障がいの特徴があらわれてくるので、問診していただくと、大体ここのこの項目であれば、自閉症傾向があるお子さんではないとか、LDはないかと、ある程度仕分けして問診、調査をされていたら、より早く早期発見が可能ではないかと言っているんです。ですから、これがベストと言われるのならそれで仕方ないんですけども、そうではなくて、今回の県の調査でも随分、今後検討というのが入っているわけですね。そういたしますと、やはり調査・研究されて、より早く発達障がいが発見できるような支援体制に入っていけるような項目にされた方が、より子どもさんのためにいいのではないかと判断するんですけども、調査・研究されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今の議員さんのご指摘を受けて、今後調査・研究はしていきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今回、広島県も本当に全市町に対して随分の項目で調査されているということは、今後、発達障がいがいかに教育の面においてもその方の一生の人生においても大事だから、こういう調査をされているんだと思うんです。ですから、もっと調査結果を真剣にとらえて、改善できることは改善するという方向性で進んでいただきたいと思います。先ほど質問いたしました、海田町独自で特色ある取り組みの中で加配をしてくださった人数を聞いて、本当によその保育所に比べ、海田町の保育所は1人を大事にした保育をされているんだなというのを思いました。しかし、それは今度は小学校に行かれるわけですから、もっと連携したものが大事となってくると思うんです。質問いたしました、個別な支援計画が本当に必要になると、調査結果でも言われているんですけども、先ほどの答弁では具体的な、どういたしますとはまだなかったんですけども、これはいち早く保育所で本当に数人の保育士を加配してくださるということは個人にとってはすごいことなんですけれども、それがずっと小学校、中学校、高校、成人になられるまで続けられるような支援計画を策定するのが大事になってくると思うんですけども、もう一度、この支援計画の策定に対してどのようにお考えになっ

ているか、お聞きいたします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）議員ご指摘のように、発達障がい児の自立までの支援については非常に重要なことだと考えておりますが、現実には個々の障がいの程度に応じて対応していくということは今の実情では困難でございますので、そこらあたりは今後、相談支援体制の中でご本人と保護者のご意向をそれぞれ相談に聞き入れながら、それぞれ対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、ふるさと館を解体して畝保育所を建設する件について再質問させていただきます。私はふるさと館建設に至った経緯とかをいろいろ質問させていただきましたけれども、平成4年に町長の施政方針の中で、海田町の文化と歴史を伝承していくための歴史民俗資料館の建設につきましては、用地の確保を含め、早期実現のために努力してまいりますという施政方針もされておりますし、あの地が本当に大事になっているからあそこにされたと私は認識しておりますし、畝観音免のクスノキ古墳等もすごく大事なんです。今回の6月のかいた広報に町長のコラムのところで、海田観音免のクスノキと書かれておられまして、海田町のシンボルといえば皆さん何を思い浮かべられますか、私が真っ先に思い浮かべるのは海田観音免のクスノキですとあります。確かに今回のふるさと館を解体して畝保育所を建設した場合も残すとおっしゃっておりますけれども、海田町の歴史と文化を伝承するためには、こういうクスノキと古墳と、そういうものを学べる場所、伝承するふるさと館がセットになってこそ価値あるものだと私は思っておりますし、最近では西国街道のツアーもされておりますけれども、西国街道といいますと、千葉邸のもっと稲荷町のところから畝のふるさと館までが海田町にとっては重要な西国街道だと思っているんです。あそこを一体整備すれば、海田町の文化遺産が今からの観光資源としてどのようにでも発展できる可能性を秘めていると思っております。ましてや、昭和61年3月に条例を制定して9年間にわたり、町民の皆様の大切な税金を3億4,000万積み立てた、先人が30周年記念で40周年には建てようといって建てた建物であるという重み。ましてや、17年しかたっていない建物を壊すという無駄。これを総合的に考えますと、ふるさと館解体というのは私にはどうしても納得はできないんですけれども、町長はそれでも、先の庁舎特別委員会では、副町長は、時代が変わりましたからと、さっと切られましたけれども、時代が変わったからこそ残さないといけない

ものもあるわけです。町長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに当時できたときには私も議会の方におりましたので、いろんな議会等で議論された経過もよく知っています。しかし、今日、本当にそれが海田町の歴史・文化に対して、先ほどご指摘のような西国街道を含めて、日の浦山、また瀬野川を含めて、海田町の文化遺産としての町民に対する費用対効果の問題も含めたり、利便性を含めていろんな検討をした結果こういうことでお願いしたいという提案でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）続きまして、福祉厚生委員会の請願についての報告書、そのときの発言内容とか行政の答弁が配付されてきたわけですがけれども、先ほどの旧道は何ら影響ないという答弁でございました。しかし、ここでは、ある議員さんが、保護者の会長とか、何人かの保護者と話をする機会があったと。ふるさと館の位置は問題ないが、やはり進入路の問題が出た。特に、旧道から入る箇所や踏切の狭さなどが心配された。朝の交通量を考えると、右折や左折での進入については現在では問題があると心配してという発言をされているんです。今のは何ら影響はないとおっしゃいましたけれども、今、畝保育所に通わせていらっしゃる保護者の方も、ふるさと館に行った場合には進入は危ないとおっしゃっているんです。私もあそこを1日に何度も通りますけれども、本当に危ないんです。朝夕の保護者の方は急がれますので、急いであそこの踏切を渡って、旧道の左・右を見て、入ってくる車がいる、出ようとする、離合はできない。あそこは大変な交差点なんです。保護者の方も指摘されているんです。それにもかかわらず、旧道には何も影響はないという答弁は、執行部はそう思っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）地元説明会におきましても踏切の問題は提言されております。町道2号線から旧道に至る踏切について改良できないかというご要望は受けました。ただ、これにつきましては、いわゆる町道2号線から旧山陽道に至ります踏切はいずれもJRとの長い交渉の結果、いずれの踏切についても拡幅困難とされているところでございますので、それはなかなか難しいというふうにもそのときもお答えしましたし、今でも思っております。しかしながら、いわゆる旧道という、旧山陽道からの進入路という形になりますと、現在の畝保育所へ上がる困難さと比べまして、おっしゃいました交差点から上がるという部分については問題ないと思っております。ただ、ご指摘のような右左折の間

題、そういったような部分については、交通標識、そういったようなところを海田警察等と連携をとって解決することによって、交通のハードではなしにソフトについては知恵の出し方があるのではないかと考えております。もう一度申し上げますが、町道2号線から旧山陽道に至る踏切のところについては私どもとしても今後の課題だと思っておりますが、これはいずれの踏切も同じ状態でございます、なかなかJRと改良ができないのが現実でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）続きまして、ふるさと館を解体して経費がかかるから云々という発言もあったりするんですけども、この論議の中で、ふるさと館の年間経費については今後ふるさと館に対して2億や3億の経費をつぎ込んでいく気はないという答弁をされているんです。今、町が示されているのは、ふるさと館は保健センターの跡地に建てて、2階をシルバーに貸すという設計をされているわけですけども、ふるさと館をよそに建設されるということは、そこにも人件費、経費はかかってくるわけですね。そういたしますと、この発言というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）保健センターの跡地ではございません。保健センターそのものを極力あの形で、今の保健センターの1階をふるさと館機能、2階をシルバーセンター機能というふうな使い方を考えております。それから、逆に、今、人件費の問題が出ましたけれども、2階にシルバー人材センターに入っていただくことによって、全体の管理等もシルバー人材センターにお願いすることができないかとか、それから、現在ボランティアでやられているガイドの会、こういった方々にいろんなイベントとかそういうところをお手伝いいただけるという形で、人件費の削減を図るためにも新しい場所を検討しているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）歴史民俗資料館と同じようなふるさと館機能ですね。博物館にしても一緒ですけども、こういった施設は人間の根本といいますか、歴史を証明するもの、伝承するものであって、どこの自治体でも、こういうことをいかに削減しようかということはないわけですね、集客も、ある面では。これは大事な、日本人として譲ってはいけないものに対しては経費は要するという考え方でどの自治体もやっておりますけれども、じゃ、海田町はそういうことは抜きにして財政改革の方を先と見越した今回の提案でし

ようか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）力を入れるというのはお金をつぎ込むことだけではないと思っております。今回、私どもと一緒にガイドの会という活動で海田町の歴史的資源というものの発掘に今努めていただいておりますし、議員がおっしゃいました従来の観音免という地域性もあると思いますが、今回は、せっかく寄贈いただきました千葉邸というもう一つの歴史的施設をあわせた活用ということで、海田町の歴史の伝承という部分については十分に力をかけていきたいと思っております。ただし、それはいかにお金をかけずに力をつけるかというところへ力点を置きたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほど質問の原稿で発言させていただきましたけれども、あの畝観音免の人口、海田町に人が住み始めた歴史、海田町の歴史です、これは本当に。千葉邸も大事ですけれども、千葉邸ができて現在までの重み、ある面言えば、比べ物になりません。よそは数十年前から、こういうものを全部なくしていった自治体があるんです。海田町のふるさと館がいかにか、海田町のみならず日本の人間の生きたあかしの歴史を証明する場所なんです。ですから、私は行っても、よその県から古墳を見に来ましたと、何度も違う人にも出会いましたし、そのときに、やはり海田の歴史を知っていただくふるさと館がそこになれば。目の前は保育所で。私はそういった歴史的背景、これは海田のすごい財産だと思っているんです。よそはなくしてしまっているところもあるんです。でも、今まで残してくださっているんです。もう一度お尋ねしますけれども、性急に発表なさった、ふるさと館を解体して畝保育所を建設するということには変更は考えられないんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）執行部といたしましては、議員がおっしゃいます畝観音免の重要性というのも十分認識しておりますが、千葉邸の重みについても同じように考えております。それといま一つ、やはり現在の畝保育所の実態ということを考えましたときには、まず保育所を建替えて保育所をよくするというところに力点を置いておりますので、執行部といたしましては何とぞ現在提案いたしております計画をご理解賜るようお願いいたします。

○議長（久留島）12番、崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）12番、崎本でございます。3点ほどお願いいたします。

新庁舎建設候補地について。町長は今回の選挙において、選挙前のチラシでは、立地性にすぐれた駅前の利点を活かしながら、町民の皆さんが利用しやすく、多様なサービス機能を備えた庁舎建設に取り組むと書かれていました。しかし、他立候補のチラシでは、合同庁舎が新庁舎候補地にふさわしいと、駅前に比べて最善との主張がされました。これを受ける中、選挙戦での主張は影を潜めていました。しかしながら、当選後の表明では、内容は、町民の地域住民の意見を十分踏まえたものとは考えられません。今回の選挙戦の町民の声は、新庁舎は合同庁舎という声が大きく感じられました。また、駅前を候補地とする主張には合同庁舎より優位であることの説明を示されませんでした。このことを踏まえれば、新庁舎の候補地は合同庁舎位置とすべきと考えます。このことから、新庁舎の建設候補地に関して次の質問をいたします。

町長選において新庁舎の建設候補地に関して町民の声はどのように感じられましたか。

2 番目、町長選挙当選後の表明は駅前の主張であったが、それは合同庁舎を候補地とする比較や駅前の優位性を示したものではないと思えるが、その考えを伺います。

2 点目、町道 6 号線の拡張について。現町道 6 号線の狭あい部分に関して平成22年定例会で質問いたしましたが、いまだに解決していません。進捗状況はどのようになっているか、また、いつごろ解決するのか。

3 番目、J R 海田市駅南口の区画整理事業について。J R 海田市駅南口の変更された2.0ヘクタールの区画整理事業は、平成20年12月定例会で議決され、12月9日に施行されました。しかしながら、この区画整理は3年余り経過しても進まないものであります。平成23年3月定例会でこの事業の早期実現を質問しました。その町長答弁では、この区画整理事業を早期に進めるために、主な地権者である西日本旅客鉄道株式会社の広島支社での交渉が進まないため、この3月の定例会が済み次第、大阪本社に直接交渉するとありました。この続きを平成23年6月の定例会で交渉結果としての進め方に関して質問し、年度内に仮換地が実現できるよう努力するとありました。これらの流れから、区画整理事業の早期実現に向けた質問をいたします。

地権者である西日本旅客鉄道株式会社の区画整理に対する姿勢はどのようになっているか。

2 番目、平成23年度はどの程度進むのか。

3 番目、事業完了時はいつごろになるのか。以上、質問いたします。



○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁いたします。

まず、庁舎問題についての質問でございますが、1点目については、私は以前から一貫して新庁舎建設候補地は駅南口が最もふさわしいと申し上げており、その考えを支持していただいた結果、先般の町長選挙で当選させていただいたものと考えております。

2点目につきましては、昨日来、佐中議員の質問に答弁したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、町道6号線の拡張につきましの質問でございますが、現在、地権者が所有権移転に必要な書類を作成され、法的な手続きに入っておりますので、手続きが完了次第、地権者等との協議を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、JR海田市駅南口の区画整理事業についての質問でございますが、1点目については、現在、換地設計について協議を重ねており、前向きに事業実施にご協力をいただいております。

2点目につきましては、換地設計の確定に向けて努力しております。

3点目につきましては、平成25年度末の完了を目指して努力してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）再質問いたします。私は、町長は駅前に固執されるのはわかります。わかりますが、町長は信念、信念と言われますが、平成21年に住民説明会を4回されて、駅前複合建設の方式でやると。予算は19億。4回も説明されまして、22年3月に庁舎建設基本計画予算を、副町長も知っているとおりの、庁舎が決まるまでは利用しないと。予算も組まれました。それを、庁舎がまだ進展、決まらないうちに、22年10月にもう基本計画の入札契約をされました。ということは、もう複合建設で信念を持ってやると。町長の表明はそうに理解してよいのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、議員ご指摘の、基本構想を発注する段階までは複合計画でということまでは事実でございますが、従来もご説明しましたように、その後の地権者との協議の中で断念に至りまして、本年5月に単独建設に切りかえるというふうにご説明したところでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）それでは執行部の副町長、町長の考えと、議会側の考えとは相違がありますよ。22年度の当初予算では、複合建設で前へ進もうと、それで予算を組みましたね。それじゃ、そのときの予算は複合建設の予算じゃないんですか。どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられますとおり、22年度の当初予算を組む段階においての基本計画は複合建設を念頭に置いて組んでおりました。

○議長（久留島）崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）それから町長はずっと、23年3月まで単独建設方式でやるとは一言も言うておられませんよ。言われましたか。その答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）23年3月時点では単独建設ということは申し上げておりません。

○議長（久留島）崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）だから、私は議会との議論が足らんと言うんです。23年3月までは複合建設でやるとはっきりと表明しておられますよ。商工会でも。なぜ、ここの。それじゃ、22年10月には単独建設で決めて設計委託をしたと。ここには政治的矛盾点があるんじゃないですか。反省点が十分ありますよ。そこをどのように認識されますか。町民をだましたことになりますよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これも従来説明しておりますとおり、22年10月におきましてはそれまでと同様、複合建設という形であれしましたけれども、その後の地権者との協議というのを経る中で、最終的には23年5月に、改めて基本構想を説明する中で単独建設ということを表明させていただきましたので、その点については十分にご理解を賜りたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）だから、さっきから、昨日から議論になっている、単独建設方式でやる議論が進まないうちに私の信念でやるどうのこうのと言われますから、議会からもあるんです。もっと協議して、何が利便性があるか、短所は何か、長所は何かと。それをしっかりと議会と議論して、真の姿を町民に説明せにゃいけないじゃないですか。私はそれがあから言ひよるんです。この執行状況を見ても、22年の3月予算では複合建設の予算で予算をとっておって、それを22年10月には単独建設方式でやらなければいけない

となるから、その予算をそこへ回して勝手に使うたら、それは議会の意思と全然反する。これは何回言うても次の議論になりますかね。だから、町長が海田町のものに、海田町が議会と議論して建てるのなら、みやすいんですよ。相手があることじゃし、相手の意向も十分踏まえて、それから結論を出すべきじゃと思うんですが、今度の考え方として表明されたんじゃから、私は言いますが、もしか地権者が、そうも議会ともめるんじやったら、わしは町にあれせんよと言われる場合もあるんじやから、十分議会と協議して進める。町長もそう言われていますから、それを全うしてもらいたと思いますけど、町長、どうですか。議会ともうちょっと議論して先へ進める気はありますか、ありませんか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに私も今までいろんな経過を特別委員会等で皆さん方にお示ししたとおりでございまして、町のいろんな、昨日、佐中議員にも示したとおりでございまして、十分な理解をいただくように町民には説明したつもりでございまして。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）それが町民に説明になっていないから。単独庁舎で28億かかると。まだ議会とも議論していない間に、町民に十分説明したという説明にはならないでしょう。そこらを十分に議会とも協議して、利便性も皆考えて、町民に説明した結果を公表されたらどうですか。わしはそれが順当じゃと思いますが、どうですか、もう1回問います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これも昨日来ご答弁しておりますが、基本構想につきまして、単独にした経緯、それから額が増えた経緯、ここの部分につきましては、まず、議会の皆様と十分に議論させていただいて、その上で住民の方にも十分に周知したい、そのように考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）さっき言われたことは守ってくださいよ。

次に行きます。町道6号線の拡張工事について。これはもう3年来続いていますけど、今年中には何とかします、今年中には何とかします、今、弁護士に頼んでいますと言われますけど、弁護士さんに頼んでも、半年も1年もかかることはないと思いますがね。進捗状況はどうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（野間）大変長い間、地元の方にはご不便をおかけしていることは承知しております。今現在、地権者の方が法的手続きに入っておられるということでございます。裁決の期日というのがまだ決まっておりませんので、いつになるという正確な日にちというのはまだお答えすることはできませんので、そこらのところが決まったところでまた詳細は説明させていただきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私は、裁判に、法的手続きにかかっておる、おると言われますが、ずっとそれですよ。町の弁護士さんもおられるのに、いつ裁判があつて、いつまでかかるといことがなぜわからんのですか。お金を払うておるでしょうが。それも、民事でしょうが。犯罪的あれじゃないでしょう。民事でしょうが。極端に言うたら、わかるでしょうが。町民のため、町民が困っているから、早くしてくれと。ここをやったら町民がどれだけ喜ぶか。巡回バスも早くなるし。町の利便性のために早くしてくれと、なぜそういう努力をされんのですか。もう3年かかっていますよ。どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これは弁護士の段階でしたらおっしゃられるとおりでございますが、現実問題、裁判に入って、裁判所が証拠調べをしたりとか、期日を決めたりというところでございます。裁判所に早くしろとか、そういうようなすべはございません。この部分につきましては、先ほど部長が申しましたとおり、裁判の最終期日がまた出たらご報告いたしますし、それから、判決が出たらまたご報告し、その判決が私どもの望む方向の判決でしたら、その後に用地買収について進めてまいりますので、裁判の行方を今見守っているというところについては、お焦りの気持ちはわかりますが、何とぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）裁判の結果と言われますが、裁判は順番待ちなんよ、はっきり言うて。だけど、町長もお願いして、地権者が協力すると言われますから、そこを優先的にやってもらうように、もう一度弁護士に頼んで、裁判を早くしてくださいと、そういう方法もあるんです。そこらを努力してくださいと。地元の皆さんからの要望ですので、そこらを理解してもらいたいんです。どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この件につきましては地権者の方、それから地権者の弁護士の方、皆協

力的にそういうふうにしていただいておりますが、もう一度申し上げますけれども、裁判官の判断までは本当にいかんともしがたいところがございます。この部分についてはいち早く進むよう、いろんな手法を尽くしてまいりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）町道6号線のあれは今の巡回バスの分にもかかっていますので、今後、二、三カ所、箇所がありますので、地元住民さんも協力してもらえよう努力いたしますので、早期実現の方をよろしくお願いします。よろしく申し上げますと言うちゃいけんけん、できるか、できんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）用地問題が解決しました箇所から直ちに予算化してまいりたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）お願いします。

最後になりますが、駅南口区画整理事業についてですが、建設委員会でも言われたように、確かに年度は切っておられます。内容を聞きましたら、西日本旅客鉄道株式会社さんはあまり乗り気じゃないんよの、これが。今の地価が下落したのと、再利用の方法も何ら考えられないということで。それから、高架事業のこともありますし、いろいろなことがあります、言われるだけじゃなしに、もうちょっと西日本鉄道に行って、やっぱり前向きな姿勢で前向きな回答を得てこられるように努力される必要があると私は思いますが、その点はどう思われますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）私も直接JRと協議をさせていただいておりますが、現在のところ、前向きに協力はいただいております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私もずっと、町長も知っておられるように、エレベーターのこととかバリアフリーのことで西日本鉄道や国交省の方へ行ったら、やっぱり誠意があったら会うてやってくれているんです。そこらの努力をすべきじゃと思うんじやが、その点、町長、よろしく申し上げますが、どのような考えですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この点につきましても、先般も西日本支社の支社長ともお会いしまして、  
いろんな経過と、また今後の方針についても十分に協議をして、前向きに検討いただい  
ておるつもりでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、合併浄化槽の町有化ということについてお尋ね  
いたします。一般的に、浄化槽は設置されるとそのまま長く置かれるのが通例のよう  
ありますが、今、公共下水道の整備計画外においては合併浄化槽が設置されるようにな  
っております。そこで、この合併浄化槽は町有化して下水道と同じように使用料をいた  
だき、その管理はすべて町が委託業者を指名し、定期的に清掃管理をすることによって、  
河川等の浄化が一段と早く行われるものとするが、町長はどのようにお考えですか。

また、今後、家の新築等により、新しく合併浄化槽を設置される場合は、町が当家に  
代わって合併浄化槽を設置し、以後の管理も直結下水道と同じような扱いで町が引き続  
き維持管理をしてはどうか、このように考えます。この方が下水道の使用料、そういう  
もの等を含めて公平感があるのではないかと考えますが、町長はどのようにお考えで  
すか。

次に、畝保育所の建替えについてお尋ねいたします。過日、畝保育所の建替えについ  
て畝地区、すなわち地元説明会を開いたところ、随分と反対の声があったと聞きます。  
先ほどは2名の反対者と言われましたが。もちろん町長選における活動の中で、ふる  
さと館を解体しての保育所建設は相当数の反対があった、そういうことは町長も十分承  
知のことだと思います。なぜ別途用地での建替え検討をしないのか。

また、現在地での建替えについてもいろいろな手法があると思います。ここでは全員  
協議会等でAコース、Bコース、Cコースという進入路の説明もされておりますが、そ  
こらを含めて、なぜ検討しないのかをお尋ねいたします。あわせて、ふるさと館を解体  
しての建替えも、なぜそこにこだわるのかをお尋ねするものであります。

また、過日の全員協議会における進入路案のB案を整備し、保育所入り口横の畑の  
借地あるいは買収等の交渉をしてはどうか。そして、一方通行方式、どちらから入っ  
てもいいわけですが、入り口と出口を決めてワンウェイ方式をとったら、渋滞とか離合等  
の問題が解決するのではないかと思います。その用地の買収、借地の交渉等をする考

えはないか、お尋ねするものであります。

次に、過去の質問でも尋ねておりますが、保育所事業をすべて民間にしてもよいのではないか、このようにも考えますが、そのことによる保育所の建設の費用、今後起きるであろう少子化問題等を考えますと、本町において保育所を建てる必要はないのではないかと、そのことにより保育士の人件費の削減等が図れるのではないかと、このようにも考えます。広島市のある私立保育所では、少子化のために、上の長子を世話している保育所では、第2子、第3子が無償で預かって、次年度の新入児の確保を図っておる、こういう施設もあると聞いております。少子化時代に向かって、本町もいろいろ私立保育所での策、あるいはそういう今言いました民間の保育所との協議をする必要があるのではないかと、そこらの策を尋ねるものであります。いつかも言いましたが、畝保育所を建替え、2年後にはまた西浜保育所を建替え、さらには幸保育所も建替えるということは、税金の無駄遣いだけを考えておるのではないかと、このようにも思いますが、本当に保育所が必要なのかどうなのかを尋ねるものであります。

次に、事務の簡素化ということについてお尋ねいたします。過日、本町役場に所用で訪ねてきた人が、必要書類を申請し、そのついでにコピーを依頼したところ、さらに申請書を書き、支払い窓口へ行って料金を払い、その領収書を見せて初めてコピーをしてもらえたと、こういうことでありますが、1枚の申請書用紙の中でコピー代どうか、口頭による申し込みによってそのようなことが解決できるのではないかと思います。さらには用紙の節減とかいろいろな経費の節減等が出てくるとは思います、その辺の考え方はどのように考えておられるか、お尋ねするものであります。

次に、健康宣言都市についてお尋ねいたします。今、全国各地の自治体において健康宣言都市を行い、明るく健康で過ごせるまちづくりのため、いろいろな施策を行っております。本町においても瀬野川ウォーキングラリーや様々な行事が行われております。多くの人が日夜、瀬野川をジョギングあるいはその他の方法で散策を楽しんでおられます。健康都市宣言を行い、瀬野川河川敷に照明等、県等の補助もいただけるのではないかと、そして、照明をつけて昼夜を問わず散策できるコースにしたいと思いますが、町長はどのようにお考えか、お尋ねします。

また、全国各県自治体において健康宣言都市は相当ありますが、広島県ではまだ一自治体もないということであり、県下第1号の健康宣言都市としないかをお尋ねいたします。

過日、千葉県市川市において健康都市宣言を行い、いろいろな行事を行った結果、国保料金が減った、このように聞いております。非常にいいことだと思うわけでありますが、本町もそういうすばらしい河川敷があるわけですから、そこを利用していろいろな行事をすることによって国保料金が助かれば、これほどすばらしいことはないと思いますが、健康宣言都市についての考えをお尋ねいたします。

次に、東日本大震災による放射性物質の調査ということについてお尋ねいたします。全国各地で放射性物質の飛散が問題視されておりますし、今朝のニュースでも、乳業メーカーの粉ミルクに放射性物質が含まれておった、このように報道されております。本町においても、保育所の砂場や、今言いました瀬野川の河川敷等に相当の放射性物質が飛散・付着しておるのではないかと考えます。町長はその対策について何か考えているかをお尋ねします。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、合併浄化槽の町有化についての質問でございますが、海田町ではすべての市街化区域におきまして、下水道の事業認可区域として下水道整備を進めているところでございます。早期に認可区域内のすべての建物に下水道接続をしていただきたいと考えておりますので、合併浄化槽の町有化を実施する考えはありません。なお、浄化槽の点検清掃が十分でない設置者につきましては、広報等により啓発し、文書による指導を行っております。

続きまして、畝保育所の建替えについての質問でございますが、6月議会でお答えしましたとおり、十分に検討した結果、ふるさと館用地を利用して建替えを行うことが最善の策としたものでございます。したがって、周辺の土地を買収することは考えておりません。

また、公立保育所の民営化は全く考えておりませんが、現在、私立保育園の1園で乳児保育所の整備に向け、協議を進めております。保育所・幼稚園関係者との協議については、現在国で検討中の子ども・子育て新システムが具体化した時点で考えていきたいと思っております。

続きまして、事務の簡素化についての質問でございますが、提案の、異なる歳入科目を同一の申請用紙に記載して処理することは困難であると考えておりますが、コピー代の支払いについて、コピー後に職員が支払い窓口へ同行するなど、サービスの向上に努



めてまいりたいと思います。

続きまして、健康宣言都市についての質問でございますが、健康で生き生きと生活することは大変重要なことと考えております。健康宣言都市につきましては、宣言を制定された自治体の状況を踏まえ、来年度策定予定の健康増進計画の中で整備・検討していきたいと考えております。

続きまして、放射能物質の調査についての質問でございますが、昨日、岡田議員の質問に答弁したとおり、現時点では調査の必要はないと考えております。

済みません、幼稚園のことでございますが、また、公立保育所の民営化は全く考えておりませんが、現在、私立幼稚園の1園でということに訂正させていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）合併浄化槽ということでございますが、公共下水道の整備計画区域、これについては合併浄化槽は今から設置する必要はないものと思いますが、いわゆる計画区域外、これにおいて合併浄化槽はいまだに新しく新設されております。要するに、下水道はやらないわけですから、どうしても単独浄化槽では河川の水質の向上が図れないということで、今どこでも合併浄化槽をやっておられるわけですが、その個々の浄化槽については清掃管理が十分でないということで、現在、上水の使用料をもって下水道の使用料をいただいておりますが、それと同等の扱いをして、町が定期的に浄化槽の管理をし、先ほども言いました、新しく設置する場合は町が町費でもって設置する、すなわち、下水道の整備をすることと同じことになるかと思うわけです。そういうことで、後の管理も町がやる。その辺は町長は考えておらないとか、文書とかで指導しておるということですが、そうじゃなくして、もちろんそういうことを町有化して、現在設置されておるものも町有化して、下水道と同じような料金をいただいてやるのが、より確実な点検・整備ができるんじゃないかと、このように思いますが、その辺はどうですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）合併浄化槽の町有化の件でございますが、先ほども町長が答弁いたしましたとおり、海田町におきましてはすべての市街化区域を下水道の事業認可区域としております。現在、その認可区域以外にある建物というのは2軒しかございません。今後、調整区域につきましては建物を建てるということはほとんどないという状況でございますので、すべての認可区域内で早く下水道整備を進めて、すべてを下水道につな

いでいただくということが先決であると思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）確認ですが、その浄化槽の点検というものは現在されておるのか、どのようなになっておるかを尋ねます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）下水道がまだ整備されていない地区につきましては、合併浄化槽を設置されておられる方もいらっしゃいます。その合併浄化槽につきましては、法定検査と、自分で行う自主検査というのがありますが、これについては、行っていただくように、広報等での啓発、あるいは検査機関からの文書によるお願いというふうな形で実施していただくように働きかけているところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから、今尋ねておるのは、その働きかけておるとか、検査機関からお願いをしておるといふ、その実態を把握しておるか、このようにお尋ねしておるわけです。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）すべての合併浄化槽ですべてが検査を行っておられるということではないということでございますので、その実施率を高めるために今の啓発活動を行っているところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから、そういうことで、そのものを町有化して、現在の下水は上水の使用料をもって換算して下水道の使用料金をいただいておりますから、合併浄化槽もそれと同じようにやれば、確実に清掃の状況も把握できるし、先ほども言いました河川の浄化が一段と早く図れる、こういうふうに思うんですが、その辺の考えはどうですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）先ほど来答弁しておりますように、合併浄化槽を町へ移管して町で管理するというふうなことは、現在、町が進めております下水道整備計画という観点から言えば、合併浄化槽を町有化することについては、先ほど来答弁しておりますとおり、考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）考えておらんということだから、何ぼ言うてもしょうがないわけですが、下水道の整備をするまで相当時間がかかるわけですから、検討する必要があるんじゃないか。

次に、畝保育所の建替えということで、相当、地元説明会においても何か簡単な平面図だけを出して、それなりの説明は十分でなかったと。そういうことで、例えば、今、畝保育所をふるさと館に建替えるということになりますと、町長部局の試算で、ふるさと館を解体するだけでも3,000万円ぐらいかかると。こういうことなわけですから、それだけの無駄な経費を使うのであれば、先ほども言いました、考えておらんとか、交渉はしておらんとか何とか言われますが、保育所の入りの用地を交渉してはどうか。過去何回か言いましたが、町長は再三、お願いをしておるということで、私はいろいろ情報を聞いてみたところ、私的に立ち話で道端のすれ違いでお願いをしたと、こういうことのように。正式に申し入れがないものに正式に返事ができるわけがないじゃないかと、こういうふうな返事が来ております。そういう情報が入っておるんですが、その辺について、どうですか。今言いましたように、正式に申し込む。担当課が行くなり、文書でお願いをしてみるなり、正式なお願いをしないと、正式な返事が返らない、こういうことですから、その辺はどうですか。道端の立ち話、お茶飲み話では、正式な返答はいただけないんじゃないか。当然のことだろうと思いますが、どうですか、その辺は。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）議員ご指摘の、保育所横の畑のところでございますが、畝保育所の建替えにつきましては、駐車場の確保の問題だけではございませんで、進入する道路の拡幅の問題等もございまして、そこらあたりを勘案しておりますので、現在の入り口横の畑の地権者に対して申し入れをするということは考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何でもいいわ、税金をいいかげんにむちゃくちゃ使えばいいわと、こんなようなことですが、町長が言われる、住んでよかったとかいうようなまちをつくらなれば、本当に町民のために税金を有効に使ってやる行政が一番大事じゃないか。そういうことで、例えばBコースで上がっていくところのこれだけの道路を整備しても、わずか5,700万円ぐらいでできるという、これはあなたたちの試算なのでね。ふるさと館をめげば、またそれに代わるもの、先ほど来質問が出ておりますが、建替えにゃならん、どこかへつくらにゃいかんと。恐らく億に近いものが必要じゃないか。話は多少ずれま

すけれどもね。庁舎問題にしても、県の合同庁舎を借りてどうかというものと、昨日の副町長の答弁によりますと、耐震補強するためには建てるだけの予算がかかるんじゃないかと、こんなようなことですね。そんなばかなことをするよりも、それじゃったら、その県の合同庁舎跡地を買い取って本庁舎を建てちゃええじゃないかと。これが税金の有効な使い方になるんじゃないか。保育所も同じことなんです。あるものを、何か知らんが、めいどこかよそへ持って行って、税金が、何ぼ海田町に金があるのか知らんが、一方ではない、ないと言いながら、こういう無駄な金の使い方をしてる。先ほども言いましたが、保育事業は、あと20年ぐらいすると子どもが半分ぐらいになる。といいながら、三つの保育所を建替えにゃならん。それで子どもが半分になったらおらんようになって、また15年ほどしたらその保育所を解体せにゃならんんじゃないか。まさに税金の無駄遣い。それよりも、先ほど来やる気はないということですが、民間の保育所と、こども園ということも含めて、本気でそこは交渉して民間に全部任せてもいいんじゃないか。そうすると、保育士の給料というか、そういうものやらを含めて、建物は要らん、管理費は要らん、保育士の給料は要らん。相当の税金が有効に使えるんじゃないかと思う。再度、ないということですが、民間の業者との交渉、その辺はどうですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、民間事業者との協議でございますが、町長も答弁いたしましたように、現在、国の方で進めております子ども・子育て支援システムの中で市町が保育料を想定する計画を作る必要がございます。このためには、今おられる幼稚園、それから保育所の事業者と十分協議を進めていかなければならないというふうな認識であります。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）一方では交渉する気もない、どうやらと言いながら、話もせにゃならん。それで、過去何回かそういう件でも聞いておりますが、こども園にすると近隣の自治体からの子どもも受け入れにゃならんのだと。だから、やらないんだと。どうもこんなふうに聞こえるわけですが、同じことじゃないかと思うんです。本町の子育てをされているお母さんたちが例えば遠くの、五日市か廿日市か知らんけれども、呉の方に仕事場があると。当然そういう方は呉の方のこども園に預けられる。逆に、呉の方のそういう子どもを育てられている人は勤務の関係で本町に来られる。お互いに便利でいいんじゃないですか。そのために、今わざわざそういうことのために延長保育をやったりいろいろ

やっておられるわけです。ところが、直接呉まで連れて行って、そこで預けて連れて帰れば、延長保育の必要もなくなるし、いろんな利便性があるにもかかわらず、やる気がないとか何とかいうことですが、再度、民間の保育所の経営者、そういう方たちを一室に集めて。ばらばらに個々ではなかなかそういう意思も聞けないと思うんですが、少なくともそこらの意思を聞いたものを一遍私どもも聞きたいと思うんですが、その相談、全保育業者というか、事業者、そういう人たちとの話し合いをしてみる考えはどうですか。いま一度。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）幼稚園事業者につきましては、国の現在進めておられますこども園の移行があるというふうに聞いておりますので、そこらあたりを十分に踏まえて、なおかつ国の新システムの動向を踏まえながら、時期を見ながらそれは協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）国の動向を見ながらとかね、町長、いつも言われるんですよ。住んでよかった、子育てしやすいまち。だから、本町独自のもの、率先的なもの、先駆的なものをよそに先駆けて。すばらしいことを海田町はやっておるよと。坂町さんはそういうことで、どう言うのか知らんけれども、子育てマンションというのか、小さい子どもさんを持っておられる人は、その人だけを入れるマンションをつくっておられる。すばらしいことだと思う。住んでよかった、子育てしやすいまちづくりと言われるのなら、国の動向を見てだとか、近隣の何かを見て、そこからというと、これは一歩も二歩もおくれている施策じゃないですか。先駆けてやる考えは何かないんですか。どうなんですか、その辺は。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）先ほど国の動向を踏まえてと申し上げましたのは、保育の需要量については国の動向を見ていかなければならないということでご答弁を申し上げました。保育所、それから幼稚園事業者につきましては、現在においても子育て支援ネットワークの中に入っていていただいておりますので、十分そういう場は現在でもございます。そのネットワーク会議を活用しながら、皆さんの意見は吸い上げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほども言いましたが、広島市の私立の幼稚園で第1子を預かっておると思うが、もう今ごろ既に9月ごろから次の子どもさんをお無償で預かっておる。要するに、子どもを確保しておかんと保育所・幼稚園の経営が成り立たん、こういう時代に入っておるところも部分的にはあるようです。真剣に考えてもらいたい、こういうことなんです。

次に行きますが、事務の簡素化でちょっとよくわからなかったんじやが、費目が違うので何とかできないというようなことなので、ちょっと私は町長の答弁を聞き漏らしておるんですが、よくわからなかった。ということで、再度聞きますが、例えば印鑑証明の申請用紙、そういうところの一番下に一覧を設けるなり、備考欄に単にコピー代とかいうふうに書いて、印鑑証明300円、コピー代例えば10円なら、計310円というて線を一本入れれば成り立つんじゃないかと思うんですが、その辺の説明を再度願いたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）公会計におきましては、歳入予算に当たっては款・項に区分し、項・目・節に区分するとともに、当該目・節の区分に従って予算を執行することとされております。そこで、納入の通知書には内容と金額のほか、歳入科目も記載しておりますので、ご指摘のような事案については難しいものと考えております。そこで、料金の支払いについて住民さんに窓口を来し来ししてもらうのではなくて、コピーを先にして、支払いのときに職員が支払いの窓口までついて行って、1回で済むような形で住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それも一つの案かも知らんが、時間的なこととか、その辺に随分無駄があるんじゃないか。要するに内部の者が行って、その間お客さんを待たしておくんだというふうに聞こえるわけですがね。今のそういう款・項・目・節、そこらは後で内部で調整すればいいことだろうと思うんです。要するに、その一覧を設けてコピーということでそこに明記しておけば、いつでも整理できる。何もそこで一々行ったり来たり行ったり来たりさせて、ちょっと待ってくださいと、そういう無駄をする必要はないんじゃないか。これは今後の課題として考えてもらいたい、こういうこと。

健康宣言都市ということで、先ほども言いましたが、千葉縣市川市、そこにおいていろいろそういうウォーキングとか、あるいは学校の体育館、そういうところを利用していろんな子どもとの遊びというようなものも考えたら、年寄りも元気になって、健康保

陰料、こういうのが安くなったということで、長年、既に9年か10年目に入っておる。こういうことですが、町長、うちは今から検討するとかなんとかいうような言い方だったんですが、どうですか、いち早くそうやって。今でも瀬野川を夜の12時、1時にも歩いておられる方があるわけですが、これも千葉県かどこか埼玉の方でありましたが、通り魔のような高校生がどうかというのがあった。そういうことも含めて、瀬野川の河川にずっと街路灯のような形で、ある程度照明ができて、安全に散策できる、こういうような何か方法。県の、私は個人的に一部の県会議員さんと話したら、それはいいことだよ、それは補助をつけてもいいかもわからんなど、あくまでも私的な話ですが、ということもあるんですが、これも本気になれば力になっていただけるんじゃないかと思うんですが、どうですか、いま一度、今から来年のあれでやるとかいう話を聞くと、まだ二、三年先になるというふうに聞こえるんですが、いち早く何かこういうことを考えて、すばらしいまちづくりに役立てていけないかと思うんですが、どうですか、再度。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）健康宣言都市は健康を個人の責任としてとらえるのではなくて、都市環境そのものを健康にしようという考え方で、住民の方々の積極的な参加を呼びかけるのも大変必要だというふうに感じております。来年度、町としては健康増進計画を策定する期間になっておりますので、住民の方々のご意見も聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから、そういうことですから、瀬野川の河川敷等にそういう街灯というか、夜間照明もつけて、生き生き散策とかウォーキングできる、それに町がいろんな事業を絡めていけばいいんじゃないかと、こういうことを言うておるわけです。今、来年検討するということですが、今から検討も必要かもわからんけれども、いち早くそういうのをやって、町独自のそういう、何回も言いますが、河川敷とか。畝公園でも、ちょっと休憩したりする植木があるところが暗いので、何か不安を感じると。だから、行きたいけれども行かない。こういうような話もあるわけです。それについて、建設部長にも私は過去にお願いしておるわけですが、瀬野川の河川敷、特にそういう簡単におりたり上がったりできるようなところもつくってほしいということですから、そこらも含めて検討できるのかどうかということで、新年度、実施設計か何かするということですが、瀬野川を、特にそういう低護岸といいますか、ここらが非常に利用しやすくなって

おるわけですから、こういうものを利用しない手はない。だから、何も個人のことじゃなくて全体で。だから、先ほども言いました、町がやっておられるウォーキングラリーですか、そういうようなものを含めて、まだまだ利用の仕方がある。だから、24時間体制で使えるんじゃないかと、こういうことでお尋ねしておるわけですが、そこらを含めて、どうですか、再度、そういう夜間照明、言いました畝公園の照明とか、夜でも安心して散策した途中で休憩できる、こういうようなことをやっていったらどうか、このように考えますが、どうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（野間）ご指摘の今の照明とかいろんなものについては公園の状況等も考慮しながら考えたいと思いますが、河川敷の利用等につきましては、占用させていただかなければならない、県とも協議が必要でございます。いろんな状況がございますので、こちらのところを検討しながら今後考えていきたいと思っています。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、私的に県会議員さんとも話して、そういうことなら補助してもいいんじゃないかというような私的な意見をいただいておりますので、力にもなれるんじゃないかと思っています。

最後に、放射能の件ですが、本町にはあまり関係ないんだと、こういうような答弁なんですけれども、それなりの、岡田議員からも出ておりましたけれども、何の資料もなしで、安全なんだと。先ほども言いました、どこかの乳業メーカーの粉ミルクは健康に影響があるほどではないと。じゃ、健康に支障がないものなら、回収する必要もなければ何もないと思うんですが、それを回収されるということは、長期にわたると大変な事態になるんじゃないかと、そういうことで回収されるんだと思うんです。そこで、今私が言うておるのは、瀬野川、あるいは幼稚園・学校の砂場とかにそういうものが、蓄積というんですか、どう言うのか私は知りませんが、国の発表では、聞くと、あるときはベクレルじゃらマイクロシーベルトやらと、私どもにはさっぱりわかりません。何が、どこがどうなのか。私もその辺の勉強はしておらんのでね。ただ、町長にお願いしたいのは、それなりのデータを持って。増減しておると。そういうことによって次の対応ができるんじゃないか。だから、データを持つべきではないかと、このようにお尋ねしておるんですが、どうですか。

○議長（久留島）生活安全課長。



○生活安全課長（臼井）昨日、岡田議員の質問にも答弁いたしましたが、県の方で24時間のモニタリング、従来1カ所のものを今度4カ所に増やすというふうなことであります。それと、今現在の測定値でございますが、広島市の南区の保健環境センターで測定されているデータにおきましても高い値が出てきておりませんので、海田町として独自に測定器を購入して測定するということは現時点では考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほど来の健康都市やら何やらということと話が合わんのですが、法外に高い機械なのかどうか、私にもわかりませんが、今、簡易測定器みたいなものは、いろいろ聞いてみると、各自治体でも1台、2台ぐらいはそろえておるようであります。昨日の答弁、町長は県下で4カ所、こういうことですが、それはそれでいい。広島県で4カ所ぐらいですね。針で突いたというよりもまだ少ない。だから、本町独自で町民の健康・安全を守るために、3万円か5万円ぐらいの簡易測定器もあるんじゃないかと思うんです。だから、やる気はない、ないと言うんじゃないかと、口では住んでよかったとか何とか言うておられるが、全く町民の健康とかそこらを見視した答弁なんですね。行ったり来たりのことにはしかならんのですが。本気で住民の安全とかいうことを考えないのか、どうなんですかね。蓄積するということについて、そういう懸念を持たないのかどうかです。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）先ほども申しましたように、県の測定データによる異常値が出てきておりません。そういったことで、現時点では町での測定器を買うということは考えておりません。それともう1点、これも昨日副町長から答弁がありましたが、簡易の測定器について、その数値の正確性についてまだ問題点が多々あるというふうなことも言われております。そういったことがクリアできていない状況で簡易の測定器を買うというのがどうかという問題もあろうかと思っております。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分です。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第２、請願第１号、畝保育所の移転建替整備に関する請願書についてを議題といたします。この請願につきましては、先の９月議会において福祉厚生委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。福祉厚生委員会委員長、前田議員。

○福祉厚生委員会委員長（前田）それでは、福祉厚生委員会の請願審査報告をいたします。

本委員会は、平成23年９月７日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第87条第１項の規定により報告をいたします。

付託案件は、請願第１号、畝保育所の移転建替整備に関する請願書でございます。

審査経過でございますが、平成23年９月７日付けで付託された請願について、11月11日に委員会を開催し、付託案件について慎重に審査いたしました。

審査の内容でございますが、本請願に関し、委員から、反対討論１件、少数意見の留保１件があり、委員会としては、会議規則第87条第２項の規定による意見を付することと決しております。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書に記載のとおりです。

審査の結果でございますが、請願第１号、畝保育所の移転建替整備に関する請願書については、賛成多数で採択すべきものと決定しました。なお、その審査結果には次の３点の意見を付すことと決定しました。その一つは、ふるさと館の解体について、当館は築17年しか経過していないのに取り壊すということに関しては、執行部において慎重審議を求める。二つ目、ふるさと館以外で、より早期に保育所を建設できる場所があるのならば、検討して対応していただきたい。三つ目、畝保育所の建設が、ふるさと館の目的を阻害するようなことがあってはならない。

以上で福祉厚生委員会の請願審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。続いて、討論を行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきであるというものです。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対、賛成、いずれですか。

(「反対です」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）反対討論を許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。請願第1号、畝保育所の移転建替整備に関する請願書に対しまして、本来であれば賛成したい思いはいっぱいでございますけれども、ふるさと館を解体し、建替えるということですので、反対の討論をさせていただきます。

畝保育所の建替えにつきましては、本当に賛成の立場でございますし、請願審査報告書、今、委員長が報告されました意見を付しておられます。しかし、請願書の中身はあくまでも、ふるさと館を取り壊し、畝保育所を建設するということでございます。私がなぜふるさと館を解体するのに反対かと申しますと、先の一般質問でも述べましたけれども、ふるさと館の建設経緯は、海田市町と東海田町が合併し、30周年を記念して、記念事業として議会で40周年に海田町の文化と歴史を伝承していくために建設を計画されたふるさと館でございます。記念事業としての建物でございます。それで、昭和61年3月31日に海田町歴史民俗資料館建設基金の条例が制定されました。9年間にわたり約3億4,200万円を積み立てて、これを財源とし、公園も含め3億9,000万余りにできたあそこの地域でございます。また、建設場所である畝観音免は、海田町史によりますと、海田町域では遅くとも縄文時代には人々が生活を始めており、特に古墳時代、6世紀末、7世紀前半に広島湾沿岸では有数の畝観音免古墳群が町域内に築かれており、注目されております。また、日の浦山は海拔345メートル余りで、海田浦に望んで高くそびえ、日の浦山城があったと記録されております。あの地域にふるさと館があること自体、海田町の歴史の証人であり、また、本当に忘れてはならない場所であります。また、築17年余りで解体することは到底賛成できない思いで、本来なら畝保育所建替えには賛成したい思いでいっぱいでございますけれども、ふるさと館の重みを考えますと、賛成するには至りません。反対討論いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより請願第1号について採決を行います。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は、採択すべきであるというものです。お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択しました本請願については、海田町長に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、海田町長に送付し、本件に対する処理の経過及び結果を報告するよう請求することにいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第34号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第34号議案、町道の路線の認定について。道路改良事業で工事した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）第34号議案、町道の路線認定につきましてご説明いたします。資料1の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。この道路は、本町が整備した道路を道路法第8条第2項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。今回の路線は、町道340号線でございます。起点は海田町三迫三丁目2495番2地先、終点は海田町三迫三丁目2482番1地先でございます。

資料1の1ページの認定区間図をお開きください。赤色で示した区間が今回議決をお願いする区間でございます。次に、道路認定の内容についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。道路の延長は127メートル、幅員は8メートル50センチから10メートル70センチでございます。3ページをお願いいたします。認定道路は、車道幅員8メートル50センチから10メートル70センチの2車線道路でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。一つ、お願いと言ったら悪いですが、町道に関して、長い間ご苦勞されてつけてもらって、地元の方は大変喜んでおられますが、12メートルあって交通量もなかった場合は、町道をこの間、三迫二丁目のもう一つの道路

も同じですが、幅員を広くしてもろうたら。駐車違反がものすごいんですよ、夜間とか。
この前も議会で申しましたら、駐車場は公安委員会の管轄だと言われましたが、町道で
独自に、注意事項として駐車禁止ですよ、ご協力をお願いしますというような看板はで
きると私は思いますが、その点、そういう努力はしてもらえるんでしょうか、伺います。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）開通後の状況を見て、そういったことのないように適切に対応して
いきたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）対応していきたいんじゃから、そういう趣旨の看板じゃったら、公安委
員会は関係ないから、できるということですね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）警察と相談して実施いたします。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）警察と相談して。海田独自で考えられませんかというて聞いておるけん、
公安委員会は関係ないでしょう。海田町の、例えば串掛林道、ポイ捨てはやめましょ
うと、町独自で看板を立てても、公安委員会は関係ないでしょうが。だから、そういう努
力はできますかと、そういうことを聞いておるんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのように努力いたします。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案につ
いて採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決しま
す。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第４、第35号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告を考慮して職員の給与を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第35号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の６ページをお開きください。あわせて、資料３の給与改定の概要及び資料２の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、人事院勧告を踏まえて所要の改正をするものでございます。職員の給与に関する条例等の一部改正につきます改正条例は、一つの改正条例の中で複数の条例の改正をしております。第１条は給料表の改定を、第２条では平成17年度の人事院勧告により給料表が改定された際に適用された経過措置の支給額を改正するよう整理を行っております。また、附則でその他の改正を行っております。

改正の内容でございますが、資料３の給与改定の概要でご説明いたします。資料３の１ページをご覧ください。まず、１の今年度の人事院勧告でございます。人事院勧告の内容でございますが、民間給与との較差を是正するため、月例給を0.23%引き下げるものでございます。１点目は、中高齢層を引き下げる給料表の改定を行うものでございます。２点目は、42歳未満の職員の号給を調整するもので、平成19年から平成21年の間に昇給の抑制を受けた職員に対し、36歳未満の職員は最大２号給を、36歳以上42歳未満の職員では１号給を昇給させるものでございます。３点目は、平成17年度の人事院勧告により給料表が改定された給与構造改革の際に適用された激変緩和措置の経過措置を平成24年度は２分の１減額し、平成25年度で廃止するものでございます。４点目は、給与の引き下げを４月から調整し、減額分は12月の期末手当で調整するものでございます。

（２）の人事院勧告に基づく官民較差は、月例級で899円の引き下げとなっております。内訳は、給料816円、地域手当等のはね返し分が83円となっております。

次に、２の海田町の給与改定でございますが、初めに、（１）の海田町の改定状況でございます。月額給料で702円、率にして0.22%の引き下げとなります。内訳につきましては、給料が645円、はね返し分が57円となっております。（２）は中高齢層を引き下げる

給料表の改定でございます。2級から6級の中で300円から2,000円の範囲で減額するものでございます。この資料の3ページ以降に給料表を載せております。この中で網かけされた部分が減額される部分でございます。なお、平成17年度の給与構造改革における激変緩和措置で導入された経過措置の対象になっている者の支給率については、従来の100分の99.59を100分の99.1とするものでございます。次に、(3)の42歳未満職員の号給の調整でございますが、これは、平成19年1月、平成20年1月及び平成21年1月に昇給の抑制を受けた職員に対して、36歳未満の職員は最大2号給を、36歳以上42歳未満の職員については1号給を、平成24年4月1日に昇給させるものでございます。2ページをお願いいたします。(4)の給与構造改革における経過措置額の調整でございますが、この部分につきましては、先ほども述べました、平成17年度の給与構造改革における激変緩和措置で導入された経過措置につきまして、広島県人事委員会の勧告に準じまして、本町においても継続するものでございます。(5)の給与の引き下げは4月にさかのぼって減額調整でございますが、これは、4月から12月の給与及び6月期、12月期の期末・勤勉手当を減額し、減額分は12月の給料で調整するものでございます。施行期日は、月例級につきましては平成24年1月1日でございます。また、減額分の調整につきましては公布の日から、また、42歳未満の号給の調整につきましては平成24年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。他の市町村は11月にこの補正を行っておるんです。海田町はなぜ12月なのか。4月にさかのぼって調整するという懸念もあるわけですが、なぜ12月のこの定例会で出すのか。

もう一つは、海田町の職員の中で一番ピーク時、平成11年から12年にかけて、最高のバブルのときでありましたけれども、それから今日、毎年のように引き下げられる。ひどいときは年2回引き下げる。私の記憶では、今、ピーク時から年間70万近く下がっているのではないかとということで、海田町はピーク時から幾ら下がっておるのか。今議案の可決をしたとしてもどのぐらいなのか。

もう一つは、減額の総額。海田町で、予算にも出てくるとは思いますけれども、どのぐらいなのか。

それから、今回の減額において地方交付税の算定の基準になるというように思うんですけれども、これの影響はどうか。

それから、私はこれまでずっと引き下げについては反対してきました。ずっとでもないかもしれませんが、ここ、あまりひど過ぎるから。町長は減額されていない、特別職は減額されていないんですが、私はいいことじゃと思うんです。だけれども、職員とのつり合いの関係でどう解釈されているのか、お尋ねするわけです。

それから、海田町のラスパイレス。私の調べでは、22年度で96.0というようにあるんです。この付近では府中町が100.6というようにありますが、これは今現在どの程度の数字なのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目と4点目と5点目は私から答弁させていただきます。

まず、1点目の、なぜ臨時を開かなかったのかということにつきましては、本町におきましては10月末に町長選がございまして、その間、議論をとめざるを得なかったという部分もございます。ちょうど似たような例で申しますと、同じ日に選挙がありました廿日市市においても、臨時を開くことなく定例会で。考えましたときに、調整を12月の期末手当で行うか、12月の給与で行うかというところに違いが出てまいりましたけれども、その影響よりは、ご承知のとおりで、国では相当にこれは混乱している中でどう決めるかという問題でございましたので、慎重に決定したいという思いから、この定例会へという形をとらせていただきました。これはほかにも幾つかの市町が同じ形になっております。

それから、4点目の地方交付税はどうなるかということでございますが、これは少し今おかしな状況になっておりまして、国においては今回の人勧について、現在の段階では実施しないと。それを上回る減額法案が出ておりまして、新聞報道等で見ますと、財務省はさらに減額された給与の構造でもって地方交付税をというような話になっておりますので、通常ですと人勧で先に国家公務員の方が決まって、それに準じて地方交付税をという形になっておりますけれども、今年度の場合は、地方交付税におけます地方公務員の給与単価がどうなるのかというのは今後の地財のあり方を見まさんと、何とも申し上げようがないというふうに思っております。

それから、最後の職員と特別職の給与の問題でございますが、これはやはり職員は職員、人事院勧告に基づく。それから、特別職の給与に基づきましてはまた別の観点から



決めておりますので、この二つについて直接の比較はいたしておりません。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）先ほどの平均給与の一番高いときと現在の平均給与の差でございますが、これは職員構成が違いますので、単純な比較はしがたいところでございますが、予算ベースで比較しますと、平成11年度が一番最高額でございまして、平成23年度の比較では1人当たりの平均で約103万3,000円の減額となっております。

また、今回の給与改定での削減額でございますが、192万3,000円となっております。

それと、ラスパイレス指数でございますが、今年度の海田町のラスパイレス指数は96.9ポイントとなっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）大体説明はわかりましたけれども、103万も減っておるというのはちょっとびっくりしたんです。そうすると、11年度の、どのぐらいの平均になるかわかりませんが、40歳から45歳ぐらいの平均だろうと思うんですけれども、1人平均幾らで103万減って、今何ぼになっておるのか。これが出るなら、答えてもらいたい。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この平均給与の考え方でございますが、時間外等の不確定要素を抜いたものでございまして、平成11年度が613万円、平成23年度が507万7,000円でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。今回給与改定を計上されているんですけれども、4月にさかのぼると、人事院勧告で海田町の改定702円という、0.22%ですが、しかし、この3の42歳未満職員の号給の調整におきましては、年末では減額になりますけれども、4月の改定においては、36歳に満たない方は最大2号給昇給、36歳以上で42歳に満たない人は1号給昇給という昇給制度を採用されています。そういたしますと、今回の人事院勧告の給与体系から減になりますけれども、4月1日からはそれぞれこれに該当する職員さんはお給料が増額になると判断する説明でよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）今言われましたのは、今回の給与改定で給料表の改定がされる職員については減額されますが、給料表の改定のない部分の職員につきましては減額とはなりません。あとの42歳未満の職員については、その分について、若年層の給料が低いということで抑制をかけたものを復活させるというものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。宗像議員。

○5番（宗像）先ほど説明がありましたように、今年から国が人勸を実施しない。そうしたときに、今から使っていく給料表について、国に準じて海田町はやっておるはずなんです、それについて今から問題があるのかどうか。

それから、中で、途中、4番ですか、広島県の委員会の勧告を使っている。これを機会に広島県の方の給料表を使って一緒にやっていくという方法が考えられないかがまず一つ。

次に、毎年毎年、これは給料表を改定するときに42歳を大体基準に、42歳以上がぐつと下がり、下はだんだん上がっていくような形になっている。実際42歳を超えた年齢というのは、多分子どもが大学へ行かれて、職員さんは皆さん一番お金がかかる場所じゃないかと思うんですが、全体的にバランスよく給料表を改定しないで、中高年層、42歳で一番お金がかかる、もう少し上ならまだ理解できますが、特にそこらへ向いて給料表の改定が来るというのは、その辺についてご説明願いたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいますとおり、今、国が出しております給与法案がそのまま通った場合には、じゃ、海田町の給料表をどのようにするかというのは非常に大きな課題だと思っております。じゃ、広島県の人事委員会の給料表ということになりますけれども、はっきり言いまして、広島県の人事委員会の給料表自体が人事院勧告をある程度もとに、さらにそれに独自の部分をあれしておりますので、これがまたどうなるのかわからない。これが今、全国の自治体を通じた問題点だろうと思います。海田町にはその他、労使関係をどうするかとか、いろいろな課題がございますので、国の人事院勧告制度が変わった場合には、当然に地方に対する指針が出ると思っておりますので、それを注視するしかないのかなと。じゃ、そうなったら、広島県の方式をとるのが本当にいいのか。広島県も今、独自方式をとってきておりますから、いいのかというところが出てきようかと思えます。

3番目の部分につきましては、これは議員がおっしゃいます考え方は十分に理解できますが、これもまた、じゃ、海田町の職員の場合はどこまでがそういう費用がかかるかというところがございますから、この物差しにつきましては、人事院勧告で42歳というところで線を引いた場合には、本町としても42歳で線を引かざるを得ないと。40代の職員の処遇とかいろいろございますが、そこについてはやはり給与改定のために、常に答

弁しておりますが、なかなか独自の物差しを持てませんので、人事院勧告がある間は人事院勧告を物差しにさせていただきたい。42歳でなぜかと言われますと、それは答えかねるというのが実情でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「議長、反対討論があります。許可願います」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）佐中議員、反対討論をお願いします。

○15番（佐中）15番、佐中です。第35号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

先ほどの答弁の中で、聞いてびっくり、最高時から100万を超した減額になっております。安易な公務員給与の削減、どうも賛成する気にはなりません。6年ほど前、広島市中心部の居酒屋で店主のぼやきを聞いたことがあります。県庁マンがさっぱり来んようになったと。財政危機を宣言した広島県は当時、一般職で7%から3%の給与カットを実施いたしました。職員たちは仕事帰りの一杯を控えるようになり、夜のまちに吹きすさぶ不景気風に追い打ちをかけております。公務員給与の削減の効果といいますか、結果であります。今に始まったことではありませんが、公務員の給与を削減せよという主張をする人は、マスコミに好意的に取り上げられます。そして、企業に勤務している人はそれに賛同する人が少なからず存在いたします。決して企業で働く人の賃金や労働条件の低下に対する不満を経営者に向けさせないための分断試合が成功していることのあるわれだというように思います。

では、果たしてそのような先導者の主張どおり、公務員の給与が削減されると、企業で働く人など、何かいいことがあるのか。一番最初に想定されるのが、公務員の給与削減により国や自治体の財政がよくなって、住民サービスが向上するという考えであります。実際、話題になった鹿児島県の阿久根市の前市長はそれを実績といたしました。しかしながら、実際に行われたものとして挙げたのは、住民票の発行手数料が100円安くなったとか、市役所に住民が閲覧可能なインターネット端末が設置されたといった程度のものでございました。同じく、公務員たたき発言で商業マスコミにもてはやされていた前大阪府知事は、公務員給与削減とともに住民サービスも削減しております。というわけで、公務員給与が減ったところで、企業で働く人に対する経済的利益はほとんどあ

りませんし、仮にあっても、わずかなものであります。では、心理的な点はどうか。仮に公務員の給与が下がったことが大々的に報道されれば、公務員の給料が高過ぎるという不快感を覚える人は気分がよくなるかもしれません。何しろ、公務員給料削減をおだてるのは、企業で働く人の不満を公務員に向けさせるためであります。したがって、これまでの首長、町長や市長ですね、知事もそうですけれども、首長たちも、下げはしたけれども、まだ下げるべきだという形の主張をマスコミを通じて報じます。その結果、公務員給与の削減を願っている人は、幾ら公務員の給料が下がっても、まだまだ下げる、けしからんというフラストレーションがたまり続けるわけであります。というわけで、公務員の給料が下がったところで、公務員給与を敵視している人は物心両面とも満たされることはありません。

その一方、公務員給料の削減は二つの意味で、企業で働く人の給与に悪影響を及ぼします。それは、まず第1は、給料が下がれば、その分、世の中にお金が回らなくなることが挙げられます。企業で働く人と同様に公務員も給料が減らされれば、その分、消費を控えます。そうなれば、当然ながら、あらゆる業種において売り上げは下がります。そして、今の時代に、とにかく人件費を削減して利益を維持という企業が多いので、売り上げは減、そのままその社会で働く人の給与に影響を及ぼします。それに加え、現在の賃下げ圧力の一つに、平均と比べて高ければ賃下げという基準があります。したがって、公務員の給料が下がり、社会全体の平均賃金が下がることは、企業の賃下げの口実につながるわけであります。このように、公務員の給料が下がることは、企業で働く人にとって、経済的にも精神的にも利点はない上に、さらに賃下げをするという不利益の原因にしかありません。逆の立場で言えば、財界などにとっては、公務員の給与削減をおだてることにより、自分たちへの不満を検討違いの方向にそらせる上に、賃下げによって収益を上げることができるわけです。このようなシステムが保たれておる間は、財界及びその意を受けた政治業者や商業マスコミが公務員給料たたきをやめることはないでしょう。そして同様に、企業で働く人も公務員も分け隔てなく生活が苦しくなり続けるという事態が改善されることもないというように思います。

その結果、年金や社会保障全般、介護保険、医療、健保、障がい、ホームレス、雇用、失業、労働時間、青年雇用、男女格差、パート・派遣など、暮らしと経済は大きく破壊されてきましたし、とうとうそのため少子化が進んできました。今でも景気悪化を理由に、大企業、大銀行が競い合って、大規模な労働者の首切り、雇いどめを進め、中小企

業を下請単価の買いたたきや貸し渋り、貸しはがしで倒産に追い込むといった事態が進んでおります。逆に、この10年間行われた大企業や大資産家への減税は、直近の年間ベースで7兆円にも上っております。この減税の結果、10年間に40兆円もの税収が失われております。景気悪化とはいえ、大企業はまだ大きな利益を上げている点でも、この間の利益のためにため込んだ巨大な留保金を持っているという点でも、日本経済を支える社会的責任という負担を果たすだけの体力は十分あります。大企業や大資産家へのこの間の行き過ぎた減税をもとに戻し、もうけ相応の税負担と雇用の安定、そして労働者に大幅な賃金を求めることは当然であります。人事院勧告どおり繰り返すことは何の解決にもなりません。結論は、公務員も民間も賃金や給料を引き上げて雇用を安定させることが、日本の経済も社会保障も立ち直らせることにつながることを強調して、討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成、反対、どちらですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論を行います。

確かに、今回の人事院勧告を受けて、12月、4月にさかのぼって削減するという結果もございますけれども、その一方、42歳未満職員の号給の調整のところで、平成24年4月1日において36歳に満たない職員については平成24年4月1日に最大2号給昇給させ、36歳以上で42歳に満たない職員については平成24年4月1日に1号給昇給させるとなっております。確かに42歳以上の方には大変申し訳ないんですけども、42歳までの方に対しては来年4月からは最大2号給、1号給と、昇給いたしますので、今回の人事院勧告の減額よりも手取りは大きくなると判断いたします。賛成討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 起立多数です。したがって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第5、第36号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第36号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。年末年始の休館日を短縮し、住民福祉の増進及び利便性を向上するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(飯森) 第36号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。あわせて、資料4の海田町福祉センター設置及び管理条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料4の新旧対照表により行わせていただきます。今回の改正は、高齢者等の住民福祉の増進及び施設の利便性向上を図るため、年末年始の休館日を短縮するものでございます。

条例の内容でございますが、第10条第1項で、現行の年末年始の休館日12月28日から翌年1月4日までの8日間を12月29日から翌年1月3日までの6日間に短縮するものでございます。

施行日でございますが、議案書の12ページにお戻りいただき、附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番(佐中) 15番、佐中です。こういう新旧対照表を見ると、労働条件の悪化につながるというように思うんですが、その辺はどうなのか。あるいは、職員の手当はどうするのか。また、指定管理制度をとっておられるんですが、館内の施設の利用がどう変わ

っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（飯森）まず、第1点目の労働条件でございますが、従前から12月28日及び1月4日につきましては社会福祉協議会の職員が出勤しております。という意味で、労働条件の変更はございません。

同じく、職員の手当についても変更はございません。

それから、指定管理との関係でございますが、これにつきましても通常どおり、従前から職員は勤務しております。指定管理上の変更もございません。また、使用につきましても従前と変更はございません。以上でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁がありましたが、通常もこういう形態でやっておられる。じゃ、この新旧対照表の条例の改正について、今までと変わらないように思うんですが、何が変わった条例の提案をされておるんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（飯森）条例上、休館日というものを明らかにしたということでございます。勤務体系等の変更はございません。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第37号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第37号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。下

水道法施行令の改正に伴い、規定の整理をするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、第37号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。議案書の13ページ及び資料5の海田町下水道条例新旧対照表でございます。今回の改正は、下水道法施行令の改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。この条例の施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第38号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第38号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）。平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、国信二丁目地内道路整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第38号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料6の平成23年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の人事管理一般事務事業につきましては、東日本大震災の



影響により消防団員の公務災害補償負担金が増額されたため、285万円を増額するものでございます。次に、文書広報費の広報事業につきましては、町のホームページのセキュリティ対策を行うため、53万2,000円を増額するものでございます。次に、防犯対策費の防犯灯整備事業につきましては、防犯灯のLED化を進めるため、170万円を増額するものでございます。次に、仮庁舎移転整備費の仮庁舎移転整備事業につきましては、先日の庁舎建設特別委員会でお示した広島県海田庁舎のレイアウトの改修設計を行うため、630万円を増額するものでございます。続きまして、戸籍住民基本台帳費の仮称海田東公民館証明書発行コーナー設置事業につきましては、来年度から住民票や戸籍、各種税証明等の発行を行う体制を整備するため、142万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、職員の産休により臨時職員を配置するため、20万円を増額するものでございます。次に、老人福祉費の介護保険繰出金事業の法定負担とその他につきましては、このたびの介護保険特別会計の補正予算の財源とするため、447万5,000円、941万2,000円を増額するものでございます。次に、心身障がい者福祉費の心身障がい者福祉一般事務事業につきましては、額の確定に伴い、国・県支出金を返還するため、320万2,000円を増額するものでございます。次の心身障がい者支援事業につきましては、法改正に伴い、システム用ソフトを購入するため、52万5,000円を増額するものでございます。次に、福祉医療費のひとり親家庭等医療費給付事業につきましては、医療費の増に伴い、187万3,000円を増額するものでございます。次に、児童福祉費の児童福祉総務費の子ども手当等支給事務事業につきましては、法改正に伴い、システムを改修するため、307万1,000円を増額するものでございます。6ページに移りまして、保育所費の保育促進事業につきましては、職員の産休に伴い、臨時職員を配置するため、63万4,000円を増額するものでございます。次に、児童措置費の子ども手当等支給事業につきましては、法改正による支給額の減額と対象者の増による増減をあわせて5,527万5,000円を減額するものでございます。次に、児童クラブ費の児童クラブ運営事業につきましては、障がい児の受け入れに伴い、指導員を追加するため、73万円を増額するものでございます。続きまして、生活保護費の扶助費の生活保護費給付事業につきましては、額の確定に伴い、国庫負担金を返還するため、56万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、衛生費の保健衛生費の環境衛生費の地球温暖化対策事業につきましては、住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金の申請件数の増に伴い、140万円を増額

するものでございます。続きまして、清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、資源物売り払い単価の上昇に伴い、資源物回収奨励金を150万円増額するものでございます。

続きまして、土木費の道路橋りょう費の道路維持費の町道管理事業と次の町内道路修繕事業につきましては、緊急対応用の予算に不足が見込まれるため、それぞれ50万円、100万円を増額するものでございます。次に、道路新設改良費の国信二丁目地内道路整備事業につきましては、資料7の工事箇所図に位置等の記載がございますが、道路整備を行うため、1億448万6,000円を増額するものでございます。8ページに移りまして、河川費の排水路費の町内水路浚渫事業につきましては、緊急対応用の予算に不足が見込まれるため、100万円を増額するものでございます。

続きまして、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の死亡に伴い、退職報償金、遺族援護金を支給するため、130万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、教育費の教育総務費の事務局費の青少年指導事業につきましては、海田西中学校に青少年指導員を配置するため、17万5,000円を増額するものでございます。続きまして、小学校費の学校管理費の小学校耐震補強事業につきましては、海田小学校、海田西小学校の体育館の耐震補強の実施設計を行うため、960万円を増額するものでございます。続きまして、社会教育費の社会教育総務費のふるさと館移転事業につきましては、先日の全員協議会でお示しした移転のための保健センターの改修設計を行うため、157万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方特例交付金の児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金でございますが、額の確定により、1,011万2,000円の減額、66万2,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、地方交付税の普通交付税でございますが、財源留保しておりました1億1,151万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、国庫支出金につきましては、歳出補正に関連し、民生費国庫負担金の子ども手当負担金を6,106万5,000円の減額、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金を480万円増額するものでございます。

2ページに移りまして、県支出金につきましても、歳出補正に関連し、民生費負担金の子ども手当負担金を289万5,000円の増額、総務費補助金の地球環境保全対策費等補助

金を防犯灯のＬＥＤ化事業の財源として170万円の増額、民生費補助金の福祉医療費補助金を91万3,000円の増額、福祉医療費施行事務費補助金を2万4,000円の増額、障害者自立支援特別対策事業補助金を52万5,000円の増額、子ども手当システム改修事業補助金を307万1,000円の増額、衛生費補助金の住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金を140万円増額するものでございます。続きまして、県委託金の民生費委託金につきましては、生活のしづらさなどを調査する費用として、全国在宅障害児・者等実態調査委託金を7万6,000円増額するものでございます。

続きまして、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、3,915万6,000円を減額するものでございます。次に、国際交流基金繰入金につきましては、次の諸収入の雑入にあります協働のまちづくり事業助成金が100万円増額されたため、国際交流協会補助金に充当することとし、当初予定しておりました基金の繰入金を減額するものでございます。

そのほかの雑入につきましては、歳出補正に関連し、資源物売払金を310万円の増額、消防団員福祉共済制度遺族援護金受入金を100万円の増額、消防団員退職報償金受入金を30万8,000円増額するものでございます。

次の町債におきましても、歳出補正に関連し、道路整備事業債を7,830万円の増額、学校教育施設整備事業債を480万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第38号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億475万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,621万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案の第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。このたびの補正予算に提出している国信二丁目地内道路整備事業及び小学校耐震補強事業について、年度内の完了が見込まれないため、繰越明許費を追加するものでございます。

続きまして、議案の第3表、地方債補正についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。このたびの補正予算に提出させていただいた道路整備事業、学校教育施設整備事業の追加でございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○10番（多田）まず、防犯灯の整備事業をこのたび県から補助金が出ているのでやられるわけですが、何基やられるのかと、その場所、どの辺を予定されているのか。

それともう一つ、小学校の体育館の耐震補強ですが、東小はもう終わっておりますので、あと、このたび海田小学校と西小、南小については確かまだだったと思うんですが、その予定はどうなんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）防犯灯のLED化切りかえ工事につきましては、今回、約15基程度を予定しております。場所につきましては、東昭和町と蟹原一丁目地内の水銀灯をLED化することとしております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）小学校の体育館の耐震化についてでございますが、海田南小学校も含めて、国の指導により、27年度までには耐震補強を完了したいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。4点ほどお尋ねいたします。

一つは、総務管理費の今の仮庁舎の委託料の問題で630万、これを業務委託するわけですが、先日の庁舎特別委員会の中で引っ越し料金あるいは賃貸料、あるいは改修費は幾らかというのがなかなか数字が出てこなかったんですが、この業務委託料の結果でなかったらこれが出ないのか、それとも大体概算でわかるのか、これをお尋ねいたします。

二つ目には、今の太陽光発電システム、当初予算では8世帯を組んでおりましたが、もちろんこれは県の交付金でありますけれども、今回140万ということは、20世帯分追加されているのかどうかということです。

それから、7ページの真ん中の方にある道路維持分。災害によって串掛林道が今通行どめにされておるんですが、これまで利用されていた方が、いつまで停止するのか、通行どめにするのか、同じここまで投資しているのなら早くこういう対応をしてほしいという声がありましたし、私も近所におりますから、せっかくの道路ですから、これは早急に対応する考えがあるのかどうかお尋ね申し上げます。

それから、最後のページ、教育費の問題で、先ほど耐震の問題がありましたけれども、私の認識では、四つあるうちの3小学校はこれまで校舎について耐震をやっておいでですね。これは認識しておるんですが、残りの問題について、町全体として小学校の耐震化率は50%というように私は認識しておるんですが、これはこの問題の中でどういうところまで補強工事をされる、あるいは設計委託をされるのか、具体的に聞かせてください。いわゆる耐震化率は50%と私は認識しておるが、現在はどうなのか、その対応についてこの業務委託料はどう対応されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目の仮庁舎移転経費でございますが、庁舎特別委員会でも申し上げましたとおり、今回の庁舎委託経費によって改修費等が決まるというふうに思っておりますので、現段階では概算はお示しできません。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）住宅用太陽光発電システムの補助金についてでございますが、当初予算で40件分を計上しておりましたが、11月末の時点で40件すべて補助申請がありましたので、追加として今回20件を追加するものでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）3点目の串掛林道の件でございますが、国の災害査定が終了いたしましたので、できるだけ早い時期に工事に着手いたしまして、今年度末の工事の完成を予定しておりますが、できるだけ早い時期に修繕を完了したいと思っております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）では、4点目の耐震補強工事についてでございますが、先ほども申し上げましたように、小学校だけではなく中学校も含めて、海田町全部の学校施設の耐震化率を100%にすることを目標に、27年までに段階的、計画的に進めていく中長期整備計画を現在策定中でございます。また策定しましたら報告の段取りになろうかと思っております。また、今回の設計業務につきましては、小学校の2校の体育館については耐震補強を行うように設計しておる業務委託になると思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）仮庁舎のことでお尋ねしますが、この間の特別委員会の中で仮庁舎は1カ月250万ぐらいというのが計算に出てくる。年間2,000万から3,000万ということですね。1カ月に直すと大体250万。しかも、それにまつわって、引っ越し料であるとか、あるいは

は、今のままでは使えないから改修費が要ることになると、莫大な金が必要になるというように思うんです。果たしてこれで、町が提案されておるんじゃないから、これで進むものと思われるんですが、私はもう少し仮庁舎の、県の庁舎だけでなく、いわゆる町内全体の施設を活用しながら、仮庁舎を県庁舎でなくてほかのところも検討する必要があるというように思うんじゃないけれども、これはどうなのか、これをお尋ねします。

それからもう一つ、学校の耐震化率、現在は私は50%だと思っておるんですが。今の町立の学校、小・中学校合わせて。残りは50%だと計算は合うわけね。そうすると、今回こういう設計委託料を上げておられますが、どのようなところまで対応されるのか、お尋ねするんです。意味がわからんですか。今現在、耐震化率は何ぼかと。あとこれで対応するのはどこまでできるのかということです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）仮庁舎の金額でございますが、まず、おっしゃいました賃貸料につきましては、県に対しまして、先ほどお話がございました金額からいかに落とすかということについて今後も交渉を続けてまいりたいと思いますし、あくまでも仮庁舎でございますから、不十分なところもあるかと思いますが、必要最小限の、本当に最小限の金額にとどめるべく、今度の調査設計費で決めていきたいと思います。それと、あわせまして他はどうかというところでございますが、確かに仮庁舎でございますから、住民の方に幾分かのサービス低下を招くこともあろうかと思いますが、それを極力なくそうと思いましたら、やはり1カ所へ集中してということが必要かと思います。1カ所で仮庁舎ということになりますと、この海田町内、適地は現在空いております県の海田庁舎が仮庁舎として適当であるというふうに判断しております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）正確な数字が今、手元にないんですが、耐震化率は68%程度と把握しております。それと、耐震化の必要な棟が海田町内には9棟ございます。そのうちの2棟を今回設計するということで、残り7棟を27年までに計画的に進めていくという方向でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。歳出の4ページ、LED切りかえ工事ですが、これによって町の防犯灯のLED化率は何%ぐらいになるのでしょうか。

それと、8ページ、教育費で、青少年指導員を西中に配置ということですが、こちら

はなぜこの時期に青少年指導員を配置するようにされるのでしょうか。

それと、一番最後のふるさと館移転事業、これは宗像議員が一般質問でも申し出ており、  
ましたように、私も同感なのですが、ふるさと館は保健センターではなしに、むしろ、  
せっかくいただいた千葉邸を最大限活用する方向で考えられた方がいいんじゃないかと思  
うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）町管理の防犯灯のＬＥＤ化率ですが、今回15基程度をした場合  
約27％のＬＥＤ化率です。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）海田西中学校の青少年指導員でございますが、今、海田西中学  
校でも、少しではございますが、生徒指導上の課題が上がってきております。海田中学  
校のように後々青少年指導員を3名配置ということにならないように、初期対応といた  
しまして今回青少年指導員を1名配置したいと考えたものでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ふるさと館機能の移転につきましては、おっしゃいました千葉邸の活用  
をどの程度まで含めるかというのは今回の調査設計の中で考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）防犯灯のＬＥＤですが、約27％ということですが、これは今後どのくらい  
のペースで進めていく予定なのでしょうか、ＬＥＤ化に対して。

それと、西中の青少年指導員。確かに、うちの近所の学校なので、最近ちょっと様子  
がおかしいなという生徒は見受けられますが、まだこちらは教員だけでも対応できるレ  
ベルじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

3点目、ふるさと館ですが、全員協議会の説明では保健センターも活用してふるさと  
館機能に移転するというふうに説明を受けておったんですが、これは、今の答弁でした  
ら、その辺の変更もあり得るというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）防犯灯のＬＥＤ化につきましては、現在、町有の蛍光灯につつま  
してはすべてＬＥＤ化が済んでおります。残っておるのが水銀灯の部分でございます。  
これにつきましては、今回も県の補助金がつきましたので、ＬＥＤ化に切りかえ工事を  
行うんですが、今後もそういった有利な特定財源を見つけて順次切りかえていきたいと

考えております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）海田西中学校でございますが、職員の数が基本的に海田中学校よりは随分少なくおります。それで、やはり初期対応というのが大変大事だと思いますので、今の間にしっかり子どもたちの指導を徹底したいという考えで青少年指導員を配置したいと考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ふるさと館機能の移転の考え方につきましては、前回の全協でご説明しました内容にとらわれることなく、今回の一般質問等も考慮に入れた上で検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。まず、8ページ、9ページにかかわっていますが、小学校の耐震補強工事、今回補助金が、教育国庫補助金が指定を受けて、2校耐震化をしてくださるわけですが、この2校を入れないときの耐震化率は62.5%ですね。それで、国の方針として平成27年度までに、ですから、あと7校の耐震化工事をしていかないといけないんですけれども、今、策定予定とおっしゃいましたが、いつまでに策定されるのでしょうか。国庫補助金の場合ですから、今回、今年度中に事業ができませんので、繰越明許費にかかわって、それは順当だと思っております。ですから、質疑をしたのは、何年度までに策定するかということです。

次に、7ページ、国信二丁目地内道路整備事業、これもやはり繰越明許費が出されておりますけれども、これは財源がないとかじゃなくて、繰越明許費の基準、地方公共団体の予算は会計独立の原則によって、毎年度の歳出はその年度の歳入をもって充て、これを翌年度に繰り越して使用することができない。しかし、実際問題として、毎年度の予算に事業の完了を予定し、予算化しているにもかかわらず、特定の事情によって工事等がおくれ、年度内に完了することができない、補助金、財源が確保できないときとありますね。今回のこの事業を見ていますと、起債と一般財源でございます。そういたしますと、完成は平成24年7月という説明が一般質問でございましたけれども、やはりこの15工事請負費ですか、それは来年度の当初予算に計上するのが順当な予算計上ではないかと判断いたしますけれども、なぜ今年度で繰越明許として予算計上をなさったのでしょうか。



○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）中長期整備計画については本年度中に策定するつもりでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）国信の道路でございますが、当初予算に計上しました場合には、4月からの事業着手という形になりまして、完成が年度後半になろうかと思います。そのために、このたび補正をお願いしまして、直ちに事業に着手して、7月まで、できるだけ早期に供用開始するということから、このたびの補正予算をお願いしたところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）繰越明許費の基本的な考え方からすると、逸脱していると思います。それで、今回のこの予算計上を見ましても、15の国信二丁目地内道路整備事業は4月、そこまでは全部、委託とか用地購入とかは今年度でできているわけですから、そういたしますと、整備工事だけは来年度の当初予算に計上するのが本来の予算計上のあり方だと思っておりますが、繰越明許費をどのような解釈で今回の予算計上をなさったんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一日も早い供用開始を考えておりますけれども、本年度内に終了する見込みがないということから、繰越明許費を設定いたしました。繰越明許費はあくまでも財源上できないのではなしに、工事その他の理由でできない場合も設定できるものというふうに解釈しておりますので、妥当な設定をさせていただいたものと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そうであるならば、もう少し早いときの補正予算計上もあり得るわけです。ですから、これはやはり繰越明許という本来の姿勢を崩したら、どこまでも崩していくという方向性になっていくと思うんですけれども、じゃ、今後もうこういう予算計上があり得ると判断してよろしいんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前段の部分で申しますと、ご承知かと思いますが、前回話がつきましてから調査設計に入って、最短で今回の補正を計上させていただいたつもりですから、決しておくれているとは思っておりません。それから、後半の部分、やはり今からも、他

にもいろいろと道路の要望が出ておりますが、話がついた段階で補正して、当初に上げるよりも早目の補正をして繰り越しをした方が早いというふうに判断しました場合には、地元の要望その他に応えるために一日も早い予算計上をさせていただいていくつもりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は13時50分です。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第38号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算については、佐中議員外10名から修正動議が提出されました。修正案の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第38号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を提出いたします。

地方自治法第115条の2及び海田町議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成23年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、平成23年11月28日に開催された庁舎建設特別委員会に提出された内容どおりであります。仮庁舎移転計画案に沿って提出された補正予算であります。この案は、広島県海田庁舎、南昭和町14番19号とするものであり、内容は、11月28日調査特別委員会で説明されているとおりであります。委託名称、委託内容、成果物、設計期間等であり、賃貸予定期間も平成24年8月から平成27年12月までの予定であります。年2,000万から3,000万円としている広島県海田庁舎への賃貸料は3年5カ月で約1億円にもなります。以上を総合判断すると、庁舎の建設場所は、海田市駅前に固執し、仮庁舎は合同庁舎を前提にした補正予算を提案しております。仮庁舎は広島県海田庁舎以外を検討し、広島県海田庁舎は本庁舎の建設場所として決定し事務を進めることは、議会の多数の判断でもあります。県庁舎は役場庁舎を建設する場所で、仮庁舎ではないということでもあります。また、仮庁舎は広く町の施設を有効活用

することが最も経費の安価につながります。住民に対する約２年間の不便は、説明を十分にすればご理解を得るものであります。町職員は特別な体制をとり、総力を挙げる努力や、電子システムを活用して証明書等の対応については今以上に十分にサービスするものであります。

以上のことから、第38号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第４号）に対する修正案は、歳出の２款総務費、１項総務管理費、15目仮庁舎移転整備費の13節委託料630万円を０円に修正し、第10款教育費、４項社会教育費、１目社会教育総務費の13節委託料157万5,000円を０円に修正する。一方、歳入の18款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金の第１節財政調整基金繰入金△3,915万6,000円を△4,703万1,000円に修正する。よって、歳入歳出それぞれ9,688万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ88億3,833万7,000円に修正する。

以上、提案説明といたします。

○議長（久留島）説明を終わります。修正案に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。修正案の質疑を終結します。討論を行います。

まず、原案賛成の討論があれば許します。兼山議員。

○２番（兼山）２番議員の兼山です。原案どおり賛成の立場で討論いたします。また、修正動議には反対の立場で討論いたします。

広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業の施行に伴い、平成25年３月末までに現役場庁舎の移転解体が必要となっています。しかしながら、新庁舎についてはいまだ候補地の決定に至っていないことから、一定期間、仮の庁舎へ移転しなければならない状況であります。また、一刻も早く畝保育所建替に伴う移転を望む保護者、地域住民も多くいらっしゃいます。その仮庁舎及びふるさと館移転に必要な予算までも認めないということは、ただ単に町政の運営を妨害していると町民にとらえられてもおかしくないことであります。したがって、今回提出された修正動議には私は反対の立場でございます。皆様のご声援をよろしくお願いします。

○議長（久留島）ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論を終結します。これより第38号議案について採決を行います。

まず、本件に対する佐中議員外10名から提出された修正案について、起立により採決

を行います。

本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 起立多数と認めます。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立採決いたします。

修正部分を除く部分については、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 起立多数と認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第8、第39号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第39号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、一般管理一般事務事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 下水道課長。

○下水道課長(武田) それでは、第39号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料8の補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明します。資料の2ページをお願いします。総務費、公共下水道事業受益者負担金賦課徴収事業につきましては、一括納入の方が増えたことにより、前納報奨金を40万円増額するものでございます。次に、一般管理一般事務事業につきましては、前年度の消費税及び地方消費税額が決定したことに伴い、予算額に不足を生じたため、391万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明します。1ページ目をお願いします。繰越金でありますが、財源調整のため、431万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明します。第39号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,688万4,000円とするものでございます。

以上で平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第40号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第40号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、後発医薬品普及啓発事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）それでは、第40号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料9の平成23年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。8款保健事業費の保健事業費の保健衛生普及費の後発医薬品普及啓発事業につきましては、後発医薬品、ジェネリック医薬品の差額通知を平成24年1月から実施するための委託料として78万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。10款繰越金の繰越金につきましては、前年度繰越金を財源調整のため、78万8,000円増額するも

のでございます。

次に、議案についてご説明いたします。第40号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,377万9,000円とするものでございます。

以上で平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料の2ページですけれども、今回、後発医薬品普及啓発事業でジェネリック、医療費の抑制ということで、慢性疾患の場合は有用ですけれども、この通知対象者は国保全員なのかどうか。

また、この差額はどのように計算して、普通医薬品とジェネリック医薬品の差額というのはどういった計算式のもとでの差額の通知をされるのでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）まず、1点目の対象となる方は海田町の国民健康保険の被保険者の方でございます。

その計算式ということでございますが、まず、通知の対象となるものというものがまずございまして、いわゆる計算式は、例えば先進の医薬品と、もしジェネリックでこれにかえた場合は幾ら幾ら差が出ますというようなものをそれぞれの被保険者の方にご通知を差し上げるというものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）普通の薬とジェネリック薬品と、たくさんのジェネリックが出ておりますね。それはどういった基準で差額があるというのを、普通の料金と、ジェネリックで薬を飲んだときと、この差額の対象、それは厚生省か何かから通知か何かがあって、それに対して差額を表示して通知をなさるのでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）恐らくお尋ねの件は、その通知の対象となる医薬品ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、通知のもとになる医薬品というのは当然ございまして、その中で、がんとか精神疾患用の薬剤、こういったものはまず、実は除外

いたします。それ以外でまた、いわゆる医薬品を交換した際に、その差額が100円以上ある方、そういった条件がございまして、その対象となった方に通知を差し上げるということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、この事業内容がよく理解できない。このジェネリックの利用については数年前から私は随分やかましゅう言うてきたんですが、ようやく日の目を見かけたんですが、まず、どこかに委託するというんですが、どういうところに委託して、その事業内容がわからない。例えば、単に資料、パンフレットをつくって、その保険の利用者に向けて送付するだけか、今もそういうので、差額はどうするのか。恐らくそういう新薬と旧薬との差額の説明ということもあったんですが、私の方はそうじゃなくて、どういう事業をするか。単に資料、宣伝のためのパンフレットみたいなものを送付するだけなのか。

それともう一つは、ジェネリック医薬品をお願いしますというカードを、免許証程度のものを送られておるんですが、その費用に充てていくのかということ。だから、事業内容という中にそれが含まれると思いますが、その辺の説明をお願いしたい。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）この後発医薬品の差額通知につきましては、国保連合会を通じて行うものでございます。中身については、連合会の方でジェネリック医薬品の審査をしながら通知をしていくということでございます。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）失礼いたしました。カードにつきましては、今回の差額通知については全県的な動きでございますので、そこらあたりを踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第41号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第41号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護サービス給付費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第41号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料10の補正予算説明書をお願いいたします。それでは、3ページの歳出予算からご説明いたします。まず、総務費の総務管理費の一般管理費の委託料624万8,000円の増額、次の備品購入費376万4,000円の増額は、24年度からの介護報酬改定、制度改正に伴うシステム改修費及び機器の入れかえでございます。次に、保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費、負担金補助及び交付金2,000万円の増額は、訪問介護等在宅によるサービス利用増に伴うものでございます。次に、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金1,300万円の増額、及び、4ページに移りまして、介護予防福祉用具購入費の負担金補助及び交付金80万円の増額、及び次の介護予防住宅改修費の負担金補助及び交付金100万円の増額、及び次の介護予防サービス計画給付費の負担金補助及び交付金100万円の増額は、要支援者の在宅によるサービス利用増に伴うものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金1,074万円の増額、及び次の国庫支出金の国庫負担金の介護給付費国庫負担金の介護給付費負担金716万円の増額は、各サービス給付費の増に伴うものでございます。次の国庫支出金の国庫補助金の調整交付金680万9,000円の減額は、交付率の低下によるものでございます。次の事業費補助金60万円の増額は、システム改修に伴うものでございます。次の県支出金、県負担金の介護給付費県負担金の介護給付費負担金447万5,000円の増額、及び、2ページに移りまして、繰入金の一般会計繰入金の介護

給付費繰入金447万5,000円の増額は、各サービス給付費の増に伴うものでございます。
次の事務費等繰入金941万2,000円の増額は、システム改修に伴うものでございます。次の繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金1,575万9,000円の増額は、各サービス給付費の増に伴うものでございます。

それでは、第41号議案をお願いします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ4,581万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,246万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第11号、暮らし・農業・地域を破壊するTPP交渉参加撤回を求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。暮らし・農業・地域経済を破壊するTPP交渉撤回を求める意見書案、読み上げて提案といたします。

野田内閣は、11月のAPEC首脳会議に出席し、例外なしの関税撤廃を原則とするTPP交渉のための関係国との交渉に入ると表明いたしました。

そうなれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農水産物の輸入も完全自由化されることは避けられません。米の生産は9割減少、食料自給率は40%から13%へ低下します。農林水産業や地域経済は壊滅的な打撃を受け、命を支える農業の大半が

外国頼みとなり、国土や環境も破壊されてしまいます。今、日本社会が全力で取り組むべき東日本大震災からの復興にも全く逆行します。

さらに、非関税障壁の撤廃の名のもとに、食の安全や医療、保険、官公署・公共事業の発注、労働など国民生活のあらゆる分野で規制緩和、外国企業への無秩序な開放が迫られています。T P P の中心にいるのはアメリカであります。我が国が T P P 参加になれば、アメリカ型の貿易と投資の自由化が押しつけられます。市場原理が最優先され、国の形、これが大きく変えられてしまいます。このようになって、我が国で恩恵を受けるのは、自動車産業あるいは電機などの一部の輸出大企業だけであります。その利益と引きかえに、国民の命と暮らし、そして農業や食料、地域経済を破壊し、国の主権まで売り渡す T P P 参加には到底賛成できません。

よって、次のことを強く求めます。

暮らし、食料、農業、そして地域経済を破壊する T P P 交渉撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。こちらの意見書案をざっと読んでいきますと、米の生産は9割減少、自給率は40から13に低下する、農水省試算とございますが、こちらの農水省試算は、全世界からの輸入食糧の関税を撤廃した場合の試算だったと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）一般にいろいろ試算の方法というものがあるんですけども、やはりこの T P P の一番の問題、そうした場合に、農業の規模というんですか、そういうふうなものがオーストラリアとアメリカ、T P P というても、実質的にはアメリカとオーストラリア、この2カ国でほとんど占めておるような格好になるんですけども、農業の耕地面積というんですか、そういうものもオーストラリアとアメリカというたら、日本と全然けた違いなんですよ。それで、日本の今の輸出やなんかの政府の方針で農業を、食糧自給率を50%にすると。そういうふうなことを言うておるんですけども、今は40%なんんですけども、実際にこういうふうな交渉に参加することによってどんどん外国の要求をのんでくると、自給率も13%に低くなっていくということなんです。それと、今、全世界では、日本ではそうでもないんですけども、どんどんどんどん人口が増えてく

る。食料が足らなくなるのはもう目に見えておるわけなんです。そうしたときに日本が、本当は自給できるはずの、まだまだ自給率を高めることができるのに、こういうふうな交渉でどんどん外国のものを輸入する。こういうことはまさに、本当は日本が自分のところは自分で賄うというふうなことをせにゃいけないのだけれども、それも全くできなくなってしまい、こういうふうな危険性をはらんでおる交渉なんです。そういうふうなことで私たちはこれに反対するという立場です。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）もう一遍聞きます。こちらの農水省試算はあくまでも全世界からの輸入食糧の関税を撤廃した場合の試算でありまして、T P P参加交渉国からの輸入食料品の関税を撤廃した場合の試算と違うと思うんです。じゃないかと聞いたんです。その辺は実際どうなんですか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私は提案者の1人ですから、お答えいたしますが、T P Pで関税ゼロになったら、例えば食糧の問題、これだけではないんでありますけれども、食の安全や医療や政府調達、いろいろあるんですが、特に今お尋ねの農業の問題で言いますと、オーストラリアは平均耕作面積が日本の1,500倍ですね。アメリカは100倍です。日本の農業そのものがこれに関税の仕組みを取っ払ったらどっと入ってくる。だから、日本の農業を守るために、このT P Pの交渉の参加はどうしても阻止する必要がある、こういう意見書なので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）要は、こちらの意見書案は事実誤認のまま出されている、そういうふうにとらえてよろしいですか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）意味がよくわからなかったなので、もう一遍お願いします。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）ですから、T P P参加国からの輸入食料品の関税を撤廃した場合の試算と、農水省の試算は、これはあくまでも全世界からの輸入食料品の関税を撤廃した場合の試算だったと思うんです。その辺を事実誤認されているのではないのでしょうかとお伺いしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）別に誤認も何もしておりません。ただ、これは関税の仕組みを変えら  
いうことですね。ですから、その結果によれば、今まで日本が決めた法律、あるいは国  
との協定の問題が全部このT P Pによって破壊されていく。これに加盟すれば全部国際  
的なルールの中で日本がそれに従っていく。ここに大きな問題が生じるんです。です  
から、これに参加すること、あるいはこれに加わることは、これが日本の将来の政治に大  
きな影響を与える。だから、この問題について参加しない方がいい。こういう意見書な  
んです。以上です。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）住吉さんが言われるのは、この中の、私は提出者じゃから、ちょっとあ  
れしますが、米の生産にこだわっておられて、ここに9割と書いてある。これを私は、  
新聞や何じゃかんじゃによると、最大6割か7割程度と認識していますが、そこの数字  
の違いだと思いますが、それでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○12番（崎本）以上で終わります。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第11号につ  
いて採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第11号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数と認めます。よって、発議第11号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第12号、年金受給資格期間25年を10年に短縮すること
を求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求め
ます。
佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。年金受給資格期間25年を10年に短縮することを求める
意見書案です。

今、無年金者や低年金者など、まともな生活ができない人が多数存在している。そう

した人たちが不況下でさらに増加しつつあり、一刻も放置できない問題になっております。

無年金・低年金者を生み出している最大の原因が、25年以上保険料を納めないと年金がもらえないという仕組みと低い年金額にあることは明らかであります。25年掛け続けて、しかも年金額は満額でも生活保護基準を下回るというのでは、加入をためらうか、加入しても、途中でやめる人が続出するのは当然と言えます。

他国では、オランダ、フランス、ベルギーは受給資格期間はなく、一定の年齢に達したら支給される。

ドイツ、イタリアは5年。日本の制度を参考にして1988年、国民年金がスタートした韓国は加入期間20年で、10年以上20年未満の場合、減額老齢年金が支給され、納付された金が活かされております。

24年11カ月払っても年金が1円ももらえない、しかも払った保険料は戻ってこないという非情な制度は日本だけであります。

年金受給資格期間25年を10年に改め、あわせて他の懸案事項の是正をして、将来の無年金・低年金者をつくらないため、次の事項を実現できるよう強く要求するものであります。

年金受給資格期間25年を10年に短縮すること。

以上、意見書を提出いたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。この意見書案は大変すばらしい内容だと思いますし、ぜひそうなってほしいと思います。ただ、少しお伺いします。こちらに多国の例、オランダ、フランス、ベルギー、そしてドイツ、イタリアの例を出されておりますが、これらの国々と日本との社会保障負担率並びに租税負担率は比較されたんでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私はよう聴き取りにくいんですが、答弁が的を外れたらもう一遍してほしいんですが、これの基本は、25年を10年にしてくれということなんです。ただ、具体的には、私どもで政権を持っておりませんので、これで政府にお願いして、詳細についてはその担当政府が決める問題であります。ただ、問題を指摘して、これを国の中で審議してもらおう。これが地方自治体の本来の皆さんの要求を実現させる我々議決機関の役

割であります。以上です。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）おっしゃるとおりでございますが、そのための財源はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私の党が政権を持っておったらいろいろ考えますが、今の財源の問題、それはいろいろ手法があるでしょう。私どもがとったら、財界やそうした大企業が儲けておるところから、やっぱり生活を守るために、こうした貧富の格差をなくしながら、本当に、町長が言うように、暮らしやすいそういう政治を実現しながらそれを実現していく、この立場で奮闘する。このことを要請するのが意見書なので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第12号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第12号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数と認めます。よって、発議第12号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、発議第14号、山岡寛次町長に対する問責決議案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。前田議員。

○14番（前田）それでは、山岡寛次町長に対する問責決議案を言います。

海田町議会は庁舎建設特別委員会において平成19年10月4日から今日まで25回開催し、慎重審議を重ねてまいりました。

しかし、これまで、町は広報かいたや中国新聞で庁舎建設候補地を海田市駅南口東街区に一本化したとして大きくイメージ図を出したり、4小学校区で説明会を行っております。

内容は、駅前再開発事業と連携し、民間業者と共同で庁舎が入る建物、26階建てマンション等の建設構想であります。

しかし、今年5月9日の庁舎建設特別委員会において町長が報告したのは、新庁舎建設の事業手法について、JR西日本は共同方式の考えはないとの意向から、町は単独庁舎建設方式に切りかえる方針になりました。

このようなことで、いろいろ議会の同意、町民に説明もないまま今日に至っております。このようなことはまさに職務の怠慢であると思います。

町長はみずから町民を路頭に迷わせ、議会を混乱させ、町政をも混乱させている非道きわまりない行為であろうと思います。

また、JR高架事業に伴う庁舎移転計画を遅らせている大きな要因の一つでもあります。

県合同庁舎跡地に一日も早く本庁舎を建設すれば、仮庁舎の費用も不要であり、町民サービスにもつながると思います。

今までの行為は、町民の意向や議会の意思を軽んじてきたものとしか言えず、町政の最高責任者として資質が問われるものであります。

よって、山岡寛次町長に猛省を促すとともに、その責任を強く問うものであります。

以上決議する。

平成23年12月7日。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。こちらの決議案を読んで、やはり私は、言っている中身はある程度同意はできるんですが、つい先日、選挙によって町民に選ばれた町長に対して、本当に1カ月前に町民によって選ばれた町長に対していきなり問責決議を出す、こちらの方にどうも納得いかないんです。なぜ今この時期に問責決議を出すのか、お答え願います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほどの説明でも言いましたように、庁舎問題で非常に町政を混乱させております。その一つは、駅前の用地に庁舎を建てるということで、私は早くから、JRと話がつくのかというようなことも質疑してきましたが、何らの説明もなく強引に駅前ということで進められております。それから、今日の一般質問、昨日からの一般質問

でも、町長、副町長の説明でもありましたように、県合同庁舎に仮庁舎をつくって進めていると。仮庁舎を合同庁舎で使うということになると、建てるだけの費用が要するというような税金の無駄遣いにもつながっております。それから、庁舎建設特別委員会、少し古いのでありますが、メモをとりながら聞いていただければと思いますが、22年10月7日、すなわち昨年度ですが、この10月7日、庁舎建設特別委員会で町長あるいは執行部の説明の二、三を説明しますと、地権者のことについて検討している段階で、協議中でございますとか、または、プール跡地につきましては、庁舎を建てる場合は当然、共有部分を町が買うようになります、その費用を約3億円程度で見込んでおりますと。駅前あるいはプールはそのような説明をしております。にもかかわらず、これが22年10月5日でありましたが、庁舎単独建設の設計を発注しておるんですね。入札を執行しております。昨年の10月5日。庁舎建設の委員会を開いておるのが10月7日。単独庁舎の設計委託の入札執行が10月5日。そして、10月7日に契約を結んでおります。でたらめ行政であろうかと、このように思います。いわゆる議会を愚弄し、町民を無視した行政になっている。このようなことから、町長の執行責任を問うておる、このようなものであります。以上です。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）先ほどの単独庁舎の入札を発注した、契約したというお話ですが、崎本議員の一般質問に対する執行部の答弁では何か違うというふうに答えていたように思うんですけども、その辺、再度、もう一度確認の意味を込めて、今おっしゃったことは間違いなく事実なのか、それとも、崎本議員に対する執行部の答弁の方が事実なのか、これはどちらが正しいのでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）崎本議員の執行部の答弁については、申し訳ございません、私は記憶しておりませんが、昨年の9月議会において原田議員の質問で、本会議終了後、入札を執行する、このような答弁をされております。その入札執行が、今言いましたように、22年10月5日、単独庁舎の設計委託の入札執行であります。そして、同じ10月7日に、今言いましたように庁舎建設特別委員会で、プール跡地を買えば3億円要るとか、このような説明をされておるんです。例えば一つは、イメージパス、先ほど言いました26階建てとか、このようなものについて、町が勝手に考えたイメージですということで説明させていただいておりますと、このようなことを言っておきながら、単独庁舎の設計契



約をしておるんです。でたらめ行政だろうと、このように思いますので、ご理解願います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論、桑原議員。

○6番（桑原）6番議員、桑原です。先ほどの山岡町長に対する問責決議案に対して反対の立場で討論したいと思います。よろしくお願いいたします。

昨日、庁舎建設候補地についての決議の討論で申し上げましたが、県合同庁舎移転候補地とする議会においても議論不足であります。また、昨日、執行部は海田新庁舎建設基本計画について議会と協議をしていくと答弁していますし、これについての議論がされていなかったこと、町長の責任だけではなく、議論を避けてきた議会にも責任があると私は考えております。10月の選挙において山岡町長は町民の信任を受け、3度目の当選を果たされました。今議会の冒頭でも今後の町政への熱い思いを語られました。私は、今後の町長の施策に期待するとともに、それを議員としてしっかりとチェックしていくことこそ必要だと思っております。選挙から2カ月もたたないこの時期に、議員の意に沿わないからと問責決議案を提出される方々の見識を問うものでございます。このため、みずから十分に議論することなく、ただ町長の責任のみを問う今回の決議に対して反対したいと思います。ご理解いただき、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。発議第14号、山岡寛次町長に対する問責決議に賛成する討論を行います。

町長は先の選挙で駅前には庁舎をという主張をなされ、町民から信任を得て再選されました。しかし、投票した人の半数は駅前ではなく合同庁舎の跡地もというふうな選択をされたことも事実であります。海田町は狭い地域なので、今まで挙がっていた候補地のどこでも選択肢になり得ます。ここで住民の声は、海田町の財政なども考慮しつつ、もっと費用を抑えた場所でもいいのではないか、浮いた費用は水道や下水道、あるいは食品などを調べる放射能測定器の購入や、小学校や中学校のエアコンなどに回してほしい、こういうふうに思っておられます。当初、駅前の計画では住居や大型商業施設、駐車場

などの複合施設でもっとまちを盛り上げていこう、こういうふうな積極的な構想でした。しかし、今回の計画では、単独で、しかも余分に9億円もの建設費がかかるという大幅な変更でありました。町民はそうしたことを詳しく知りたいが、知らされることなく、町長選挙になり、今回のような結果となりました。費用面で考えれば、他の場所でもよいのではないかと、また、防災やその他のまちづくりはどうなっているのか、町民はもっと知りたがっています。町長はそうした町民の声に耳を傾け、丁寧に説明する責任があるのではないのでしょうか。このままの状況でいくと、庁舎の移転先に対する議会の同意が得られない。また今までの繰り返しとなり、結論は出ない。一番の犠牲者は町民である。今まで、巡回バスや子育て支援、あるいは町長のぶらり訪問など、立派な政策を実行されてきたのですから、これからも町民の声をもっと聞く耳を持ってもらいたいと思います。繰り返しになりますけれども、このままだったらいつまでも結論が出ず、町政にも大きな弊害となります。そして、そのことによる最大の犠牲者は町民であります。この際、駅南口にこだわらず、歩み寄られるべきです。以上のことから、この決議案に賛成の討論をいたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対、賛成、いずれの討論でしょうか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論を許します。兼山議員。

○2番（兼山）2番議員、兼山です。問責決議案には反対の立場で討論します。

25回慎重審議を重ねてきたと言われる庁舎建設特別委員会ですが、県合同庁舎についてはまだ何の議論さえしていない場所に安易に決められるようなものであれば、これまでの、またこれからの庁舎建設特別委員会のあり方についても強い疑問を抱くことになります。町民感情はむしろ議会に向けられているのではないのでしょうか。したがって、問責決議案については反対であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論を許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。私は出しとうて問責決議案を出したんじゃないんですよ。私は議員としてもっと議論がしたくて、ずっとそれを主張してきました。

だから、私は一般質問でも申しました。複合施設を自分がずっと唱えてこられました。なのに、1カ月もしないうちに単独建設方式で庁舎をやるという、ここ1カ月でころっと360度変えられました。そういう審議も何もしていませんよ。私はそこらに町長の、議員に対して信頼が欠けるから、もうちょっと議会と執行部とが車の両輪になって町民のために一生懸命やりたいから問責決議を出したんですよ。何も町長の意見に反対じゃないんですよ。もうちょっと議論をしましょうと。兼山議員が今、反対討論をされましたが、私らもそうでしょうが。合同庁舎の仮庁舎のことに1回も議論していないでしょうが。そこらの慎重審議、議論をして、どうしたら一番海田町のためになるかを議会と執行部でもうちょっと話し合おうと言った結果が、町長の施政方針で、私は信念で単独建設方式で単独庁舎を建設すると。その一点張りじゃから、もうちょっと慎重審議をしましょうと、町民の声も聞きましょうということを聞いてもらいたくて問責決議を出した次第でございます。以上でございます。賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「反対討論です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論を許します。大江議員。

○1番（大江）私は、反対討論をいたします。

先ほど慎重審議をしたかったとおっしゃいますが、皆様、町長のことをおっしゃいますが、委員会として、委員会からこの話し合いを持っていく発議はできるのではないですか。それが一度もされないまま、執行部からこの会議を持つまでずっと待っていて、その会議が開かれないまま、この慎重審議が開かれないまま今日に至っています。これは委員会からも要求は多分できる権利があると思います。ですから、本当に慎重審議で話し合いをしようと思ったら、委員会から、こういうテーマについて開きたいんだがということも可能だったと思うんです。それが開かれないまま、賛成派の方も反対派の方も慎重審議、言いたいことも思う存分、議員としての討論会をしないまま今日に至っています。ですから、これは町長だけではなく、私たちは町議で、町民の代表で来ています。町民への説明と書いてありますが、私たち町議は、町民への説明は町長だけでなく私たちも説明する義務があるのではないですか。それから、議会の同意と書いていますけれども、やはりこれは議会が町の執行部に対してこの提案をしていくのも可能と思います。それをしないままきいているのですから、どちらにも非があると思います。ということで、私はこの問責決議案には反対です。済みません、どちらも非というんですが、

一方的に責めるのではなくて、やはりこれはもう一度問責決議案をおろしていただいて話し合っていたきたいと思います。ですので、反対です。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）先ほど反対討論の中で、議会にも責任があると。確かにあります。しかし、仕組みとして、執行部は町民の皆さん方から税金を預かって、そしてそれを執行する責任があります。我々は3万の町民を代表する代議制度であります。議決機関にあります。ですから、おのずから責任があるわけです。ですから、今から問責決議の賛成討論の中身をよく聞いていただければご理解できるというように思います。

町はこれまで、広報かいたナンバー505や4小学校区で説明会も行ってきました。内容は、駅前再開発事業を連携し、民間業者と共同で、庁舎が入る建物と26階建てマンション170戸や大型商業施設、360台の駐車場等の建設をする構想で進めてきました。私もそれまでは町長を支える立場で奮闘してきたわけです。ところが、今年5月9日の庁舎建設特別委員会で町長が報告したのは、新庁舎建設の事業手法について、JR西日本は共同方式の考えはないという意向から、町は単独建設方式に切りかえる方針に変更されました。費用についても19億1,000万円から、単独建設方式で概算費用は27億9,169万円と方針を変えたにもかかわらず、議会の同意や住民の説明を行っておりません。このことは町長の職務怠慢であります。また、これまで一部の議員から、JRは町と共同で事業をしない、確認してから駅前の事業を進めているのか、こういう問いに、いかにもJRと共同して進めているかのような答弁をされておりました。結局、今考えれば、架空の方針であったわけです。その責任も大きな問題があります。大幅に変更があったのに、地権者からの要望なので、千葉倉庫の敷地については公表しないで伏せてほしい、ということから、マスコミ関係も傍聴から外し、我々も抑えてきました。そして、町民には変更したことを説明もしないし、町の広報にも載せない。4小学校区にも説明もしない。隠しておいて町長選挙で信任を得たとは私は言いがたい。

なぜ駅前にこだわるのか、不思議であります。今年の5月に、これまでの3案をやめて4案であった今の合同庁舎、早く手を打てば、仮庁舎は要らないはずです。いつまでも駅前を主張されているから、庁舎移転計画を遅らせ、費用も9億円増になっている大きな要因の一つであります。議会が反対する、あるいは難色を示す。本来であれば、町

の執行部側が代案を出すのが当たり前であります。我々が折衷案を出すこと自体が異常であります。我々議会は折衷案を出して三つ目の審議をしてきましたけれども、四つ目の候補地として提案しているにもかかわらず、町長は頑として駅前を上げて、一步も引けない、譲らない。それなら、4年前から一本で駅前を提案すべきであります。混乱のもとには提案者の仕方に問題があります。結局は、町長と議会のトラブルで一番の迷惑、犠牲者は町民であります。この問責決議は、町長のこれまでの政治姿勢を改めること、そして、町長と議会が対立するのではなく、それぞれの権能の立場で町民の福祉増進のための原点に立ち返ることを切望するものであります。町長も議会も約3万の町民に謝ることは謝る、正すことは正す、妥協することは妥協し、お互いが理解と協働を望み、そして改めて初心に返り、問題の解決の糸口になることを切望して、賛成討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）住吉議員、反対討論をお願いします。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。問責決議案に反対の立場で簡単に討論いたします。

こちらの決議案の中身、確かに事実だと思います。しかしながら、これらのほとんどが選挙前のことなんです。そうであるならば、本来9月議会あたりでこの問責決議を出しておったらよかったんじゃないかと。その後、一たん、つい1カ月前に選挙というものがございました。そちらで山岡町長は町民の信任を得たんですよ。票数が過半数をとっておる、とっておらんは関係なく、首長選挙は小選挙区制ですから、山岡寛次が町長になりましたと、そのように町民の皆様から審判を受けました。それからわずかな期間しか経っていないにもかかわらず問責決議を出すのは果たしてどうなのかと。当選から今日までにこのような問題が起こったのであれば、納得はいたします。しかし、これらは今、ここの決議案に書いている中身はほとんどが選挙前のお話です。そうなってくると、時期的にあまりにもずれ過ぎる。言いかえれば、町民の皆さんは政治家山岡寛次を町長として選んだと。町民のその意思と相反する決議になってしまうのではないかと思います。

さらにもう1点、反対理由。町長はこの議会において皆様方の質疑や質問に対する答弁で、もう今後一切話し合いには応じん、このままでいく、議員の意見には一切耳をください、話も何もせん、このまま予算を上げていだけじゃというのであれば納得します

が、答弁を聞いておりますと、どうもそうじゃなかったですね。話には応じると。19億から28億にした部分に関しても、議員の皆さんと話を詰めた後にちゃんと町民に説明すると。確かこのように執行部は答弁したと思います。説明そのものを拒否はしていないですね。そうであるならば、これから我々議員と執行部の間で話を煮詰めて、それでもなおかつ折り合いがつかない、そういった段階であれば、問責決議を出したとき、私は賛成するかもしれません。しかし、現段階においては、つい先日町長選挙で当選された政治家に対して問責決議を出すというのは、どちらかといえば町民の意思に相反するものと考えまして、私は反対いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成、反対、どちらですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論を許します。西田議員。

○8番（西田）8番、西田でございます。賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど住吉議員から、町長選挙が済んだから、直時に問責決議を出すということは不謹慎であるというような言い方をされていますが、これは、いつの時期に出るかはわかりません。極端に言うたら、3年と11カ月の時点で出せば一番いいというようなものではないと思います。まず、一番大事なのは、この問責決議が出る動きをつくられたことに大きな問題がある。我々は二代表制でございますから、町長は町長で選挙を受けます。町民の負託を受けるわけです。我々は町会議員として負託を受けておるわけです。庁舎に関しては、今までの流れからして、いろんな疑義があると、質疑の中でも出たと思います。一番大きなポイントは、先ほど提案の中で申し上げられましたように、新庁舎、これはイメージ図では共同建物というものが一番最初に出てきておりまして、それがずっと続いておったわけです。われわれ議員もそのつもりでおりましたし、町民の方もいまだかつてそう思われている方もおると思います。それは何に原因があるかという、先ほどの説明の中でありました、町民の方への説明不足でございます。我々議員の立場として非があると、先ほどいろいろと言われていますが、私は非があると思っておりません。なぜかという、この流れの中で疑義をいろいろと質疑してきたわけです。一番大きなポイントは、新庁舎のイメージ19億。これは、共同建物の19億の入札が昨年10月5日に行われたんです。実際に我々が説明を受けているのは、先ほどの説明では10月

7日の庁舎建設特別委員会で受けております。その中身はどういう中身かといいますと、19億の共同建物のイメージの中身でございます。ここに大きな問題点がある。そこから大きなひずみが出てきているわけです。それで現在の流れが今来ております。もっと大きなポイントを言いますと、今年の5月9日に単独建設の説明が我々庁舎建設特別委員会でありました。ところが、その翌日にJR西日本の大阪の取締役のところへその協議に行かれています。これは順序が全然違いますよ。そういう問題を抱えた問題で今回の選挙がされているわけです。それは全然説明がなされていませんよ。町民の方は一人もご存じないと思います、今の内容などは。そういった意味から考えて、私は町長を否定しているわけじゃないんです。選挙で選ばれたんですから。私が言っているのは、今回の庁舎建設に関してだけ問題がありますよと、こう言っているわけです。だから、賛成しているんです。ということでございますので、賛成の立場で討論をさせていただきました。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

発議第14号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第14、発議第15号、「地域主権改革」による行政サービスの低下に反対する意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第15号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第15号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第15号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機

関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。

以上で平成23年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後3時08分 閉会